

令和2年(2020年)9月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和2年9月8日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和2年9月15日(火)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	脇 俊 明	総 務 課 長	上 野 和 彦
財 政 課 長	水 谷 法 夫	危 機 管 理 課 長	岩 見 建 志
企 画 課 長	上ノ坊 健 二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福 祉 保 健 課 長	宮 地 浩
環 境 管 理 課 長	玉 本 真 也	農 林 水 産 課 長	宮 本 忠 宜
商 工 観 光 課 長	玉 津 裕 一	建 設 課 長	宮 原 俊 也
水 道 課 長	中 村 吉 伸	海 山 総 合 支 所 長	植 地 俊 文
教 育 長	中 井 克 佳	学 校 教 育 課 長	世 古 基 樹
生 涯 学 習 課 長	井 土 誠		

職務の為出席者

議 会 事 務 局 長	上 野 隆 志	書 記	佐々木 猛
書 記	久 保 有 謙	書 記	家 倉 義 光

提 出 議 案 別紙のとおり

会 議 録 署 名 議 員

14番 東 清剛

16番 中津畑正量

議 事 の 顛 末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

平野隆久議長

ここで、宮本農林水産課長から9月8日の答弁について訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

宮本農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

おはようございます。

9月8日、本会議の中の議案第64号 令和2年紀北町一般会計補正予算（4号）の質疑の中におきまして、18ページ、第10款・災害復旧費の国補林道災害復旧事業において、工事完成に対して令和2年10月12日まで工期を延長し完成する予定であると答えさせていただきましたが、正しくは10月19日までの延長でございました。訂正させていただきますようお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

平野隆久議長

ただいま、農林水産課長からの訂正の申出を許可することといたします。

平野隆久議長

それでは、引き続き会議を進めます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

平野隆久議長

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、8人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問について、本日は4人、明日16日の本会議で4人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 東 清剛君

16番 中津畑正量君

のご両名をご指名いたします。

日程第2

平野隆久議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る8月31日に締切

り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書きにより、議員の質問は全て質問席から行うことを許可します。最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思っておりますので、基本的には町長から答弁していただき、数字的なことや事務の執行状況など担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願いいたします。

平野隆久議長

それでは、3番 柴田洋巳君の発言を許します。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

皆さん、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今日、資料を配っていただくようお願いしたんですけれども、まだか。今すぐ配ってもらってもいいです。

平野隆久議長

もう配付してあるということか。

3番 柴田洋巳議員

私のところに来ていないんだ。私のところには来ていないんだけど。

平野隆久議長

お持ちの資料を今皆さんには配らせてもらいました。

3番 柴田洋巳議員

頂戴。

では、仕切り直します。

ただいまから一般質問を行います。

今申しあげましたように、皆さんのところに資料が届いております。これは、議長の許可

をいただいておりますので、質問の中に少しずつ説明を加えながら、ご覧になっていただきたいと思います。

まず、質問の趣旨を申し上げたいと思います。

これまでの人生、大きな間違いがなかったのは、多くの先輩と友人のアドバイスを大切にしていたからです。また、困ったときは積極的に相談いたしました。しかし、尾上町長は自分の考え方に相当自信があるらしく、議会の声を聞くこともなく、町内外の有識者の声を聞くこともなく、トレードマーク、全ては住民目線で、全ては町民とともに掲げ、独善的、独裁的な行政を行っております。これが、紀北町の現在、将来にとって心配で仕方ありません。中には、明らかに尾上町長に責任がある出来事、事業があります。本日はこれを質問いたします。

質問1. 紀北町の宝・資源・財産・命である自然環境・景観破壊の行政責任を問う。

尾上町長、あなたは上里汚染土壌処理施設建設を計画段階から含めると2年近く、町民そして議会に知らせなかった。この本当の理由を聞かせてください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、上里汚染土壌処理施設のご質問いただきましたが、その前に、言うことを聞かないというようなお話もあったので、私の考え方も少し述べさせていただきたいと思います。

私としては、施策を行っていく上では町民の皆さんの要望等、そういったものを踏まえ、それから議会の議員の一般質問等の質問も受けて、それらを実行していくときには有識者の意見も聞きながら、必要に応じて相談させていただいていると思っております。申し訳ないお言葉ではございますが、柴田議員とは論理的思考、政治的観点において異なることがあります。そういうことで相入れないところがあるのだと思っております。議員の意見や論理につきましては、私から考えると一つの方向から物事を見るというように感じております。私自身は、全体論から様々な観点、バランス等を考えながら行っているところでございます。言うことを聞かないということではございません。議員との意見をすり合わせながら、議員に共感できるところはどんどん取り入れてやっていきたいと思っております。逆に私のほうから言えば、もう少し執行部の提案を理解しようとしていただきたいなと思うところでございます。先ほどもおっしゃっていただいたように、今回の質問1につきましても、同じことを、我々説明していることを一方的な自分の考えの中でお話をしてい

いただいております。こういうことがありますので、決して議員の言うことを受け入れないということではございません。私の心の琴線に触れるように質問をいただければ、それをどんどん提言していきたいと、取り入れていきたいと思っております。

それでは、質問1. 上里汚染土壌処理施設についてお答えをさせていただきます。

行政といたしましては、基本的に公平・公正の姿勢のもとで法令を遵守しながら業務を進めていくことが大切だと考えております。また、前の産廃訴訟で最高裁判所から配慮義務違反という判決も出ておまして、このようなことを踏まえ、慎重な行動、発言を行ってきたところでございます。

以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

ただいまの尾上町長の答弁は、ごまかしです。私はそういうふうに思います。

上里汚染土壌処理施設については、東篤布元町議が怖くて、水道水源保護条例を盾に駄目ですと言わなかった。違いますか。尾上町長、ご答弁をお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういった圧力は感じておりませんでした。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

そう言うかと思いました。

次に入ります。

清流三戸川沿いの30万羽養鶏場建設について。

赤羽地区住民の気持ちになって質問したいのですが、時間がないので環境問題に最大の関心を持っている立場で質問いたします。

私は、三戸川上流に何度も行っておりますが、銚子川以上に神秘的でヒューマンスケールがあり、自然豊かですばらしい環境の川です。まさに紀北町の宝、資源、財産、命です。しかし、公害発生源のイメージが強い30万羽もの養鶏場の建設で一変しました。この責任は、

この養鶏場建設を推進した紀北町長にあると思います。どうしますか、お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、三戸川沿いの養鶏場についてお答えをさせていただきたいと思います。

養鶏場につきましては、町内の事業者が、民間である事業者が国の国補事業である畜産クラスター事業で整備を進めたものであります。町といたしましては、国の補助金の予算計上を行った上で、事業者と地元住民の皆さんの信頼関係の構築と相互理解を図るとともに、養鶏施設の建設及び建設後の環境問題等の未然防止に向けまして、その対策として協議していくため、関係団体により組織する三戸地区養鶏施設建設・施設等運営委員会を設置しているところでございます。

さらに、この運営委員会と連携をいたしまして、各種法令の遵守はもとより、環境の保全、水道水源の保全に努めた事業を進めるため、赤羽地区自治会、三戸区、事業者、紀北町の4者で公害防止協定を締結しているところでございます。

三戸川につきましては、適正な環境が将来にわたって確保されていくよう努力してまいります。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の尾上町長の答弁は、環境共生の町に全く合っていない、そういうふうに感想を述べさせていただきます。

私は、ある事情で森林法に定められた林地開発許可申請等伐採届に関する文書を情報公開で紀北町、尾鷲市、三重県から取り寄せました。申請書の記載の全ては太陽光発電パネル設置、木材置場、緊急資材置場建設です。しかし、本当の目的は東京湾、大阪湾から運び込む建設発生土、改良土を捨てるためです。紀北町には、お配りしたリストのとおり平成25年頃から7か所あります。このほかに銚子川上流部に3か所伐採され、現在土砂が運び込まれております。尾上町長はこの事実、実態を知っておりますが、上里汚染土壌処理施設のときのようになぜ黙っているのですか、お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設残土のことですが、これは私も太陽光というのは別目的でもあり同時目的でもあろうかと思っております。そういった中で、我々といたしましてはこれまで建設発生土が町外から持ち込まれたものにつきましては森林法に基づいて林地開発の許可を取得したものの、または伐採の届出が提出されたものでございます。三重県とも情報共有しながら注視しているところでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私は、紀北町の今実態を千葉県、神奈川県、静岡県、ほか5県の知事にいろんな資料をつけて出しました。また、三重県警、警察庁、内閣官房、林野庁、環境省の人脈を活用してこの現状を訴えております。早速、大阪府府議から林道、町道の通行規制をしたらどうですか、また林野庁のOBからはこのような現状をじゃんじゃん発信してくださいと、そういう電話をいただいています。それから、先ほど申し上げました千葉県、静岡県、和歌山県、愛知県から手紙が届きました。我が県はこういう状態ですよと。

尾上町長は、何か今私が行動しているような林地開発、それから伐採届によって土が運ばれていることについて何か活動しておりますか、お聞きします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろ、5県の知事等に文書を出されたということですが、三重県が今行っている三重県行政において5県の知事からもし事情も分からずにそういう意見が私は出るとは思わないと思います。各行政権がございますので、それぞれその中で、一般論の中でおっしゃっていることが我々紀北町の町に合うのかどうか、まずここが大事だと思っております。

それから、残土の問題について発信するということなんですが、これは同感でございます、我々もメディア等で取り上げていただくことによって三重県も残土にかかわる要領をつくっていただいたものだと思っておりますし、紀北町に持っていくと今メディア等で取り上げられて大変だよというように認識も与えていただいたと思いますので、発進は皆さんでしていただいて、我々もそういうことを現実として捉えたこと、これは同感でございます。そういうような形で今取り組んでおります。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私がこういうふうな活動をしている気持ちと尾上町長の考え方は全く違う、それだけ申し上げておきます。

次に、欠陥だらけの生活環境の保全に関する条例作成の責任者は誰ですか。尾上町長、お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

条例につきましては、議会の審議を受け可決されたものでございまして、町条例であり、適正なものと考えております。また、最終責任者は私です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

これからの質問は今町長が言っております作成者は私ですと、そういう答弁がありましたので、尾上町長を中心に質問を、あるいは答弁をお願いしたいと思います。

私は、この条例は20項目以上の問題や間違いがあると言いつけております。この指摘は、環境学者畑さん、道瀬出身のジャーナリスト、奥地さん、津市在住の弁護士、村田さん、元東京都環境局水質大気の専門家、藤原さん、そして紀北町及び尾鷲市在住の有識者も同じ考えです。また、同僚議員にも何人か私と同じような考えの方がいらっしゃいますが、あなたは今までもこの条例に問題はないと言っております。この条例の作成責任者である町長に再度ここで確認したいと思います。問題ないということについてです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれ、環境問題というものはいろいろ、取り組む人によってもいろいろ考え方が違うと思います。そういう中で、ご意見いただいたのは十分承知しておりますし、それらの意見も十分考えて条例をつくらせていただきました。私としては、現時点におきましての条例としては適正ではないかと考えております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

同じような質問ですけれども、これも以前に質問しました。令和元年10月23日、臨時議会で罰則規定が可決した後、尾上町長が今回の罰則規定で完全な条例になると記者発表しました。尾上町長、今でもその発表に間違いはないですね、お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも以前答えさせていただきました。罰則がないものを、議員の皆様方も罰則をつけるべきだということで、そのときよりより完全なものになってきたと、より適正なものになってきたという意味合いでお話させていただきました。これ、前回の議会か何かでも言ったと思うんですけれども、私は完全なものというのにはあり得ないということで思っておりますので、トレードオフ、いろいろなものを、事案を統合して、そして決定していく。その中で、政治というもの、環境というものに関する観点はいろいろ人によって違うと思っております。ですから、我々としては議会に、今議決された条例につきましては現時点において適正だと思っております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、尾上町長は人によって環境に関することは違うと言っています。しかし、上里汚染土壌処理施設をまだ、紀北町をつくってくれた畑先生、それから奥地さん、そういう方がその後も一生懸命になって紀北町の環境問題に取り組んでくださっているんです。そういう方は、この環境、紀北町の条例は駄目だと言っているんですよ。町長が言っている話と全然次元が違うんじゃないですか。もう一度答弁お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

環境、人によって温度差があるよという意味で私は言わせていただいたつもりでございます。そういうことで、環境一辺倒に偏る、いろいろなバランスがございます。法の中でど

ういう適合であるか、そこをやっぱり行政としてはしっかり見ていかなければいけないと思っております。そして、上里の汚染土壌処理施設については、以前も申し上げましたが、住民の皆様の立場でしっかりと反対運動をしていただいたことが撤退につながったものと思っております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

尾上町長が上里の汚染土壌処理施設の反対、周りから阻止された、その中身は本当に尾上町長知っていると思うんです。それをどうして正直に言わないんですか。それをちょっと付け加えさせていただきます。

次にいきます。

千葉県、茨城県下の人災のほとんどは場外の土砂を気にしております。今皆さんにお配りした資料の中にそのことが書いてあります。この理由は、尾上町長はご存じないですか、なぜ県外の土を禁止しているか。条例を策定した責任者であればこれは当然知っていると思います。ご答弁ください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

千葉県には、大都市の隣ということで千葉県なりの大変な、複雑な事情は私はあったと思います。そういう中で、我々は今の現状の紀北町のこういう建設残土の土捨て場にしてほしくないという我々の思いの中で、そこにおける制限をかけているような中でございます。千葉県であれば、三重県がどういう態度で臨むかということでございます。そして、各市町で言えば、紀北町は今の条例で臨んでいきたいということです。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今私が質問したのは、県外の土砂を気にしておりますと、茨城県や千葉県はね。それは、どんな理由ですかと聞いたんですよ。もう一度お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

千葉県、先ほど申し上げたのは、事情は分かりません。そして、三重県が県外からの土の禁止という文言を入れていないことについて、入れてなかったな、それは三重県の考えでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

全く私の質問に答えていません。今私が質問していることは、前にも何回も言いました。要するに、土砂運搬業者の書類とかあれば信用ができない。だから茨城県も千葉県も、これはもう4年、5年、10年かけてそういう結果が出て、そういう条例にしたんです。条例制定の責任者である町長がこれを知らないというのはとんでもない話ですよ。お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今議員からご質問いただきました4年、5年、10年かけてそういう事例をやってきたという事は、その間に信頼性のない数値が出てきたものだと思います。我々といたしましても、その辺をしっかりと三重県とともに精査をさせていただきながら、そういう事案があれば事業者に対して、それから我々の条例の中にも何かそこをカバーしなければいけないところが出てくれば条例改正という形になろうかと思えます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今、尾上町長の手元にあるいろいろ条例の一部です。それはもう以前に尾上町長に渡してあります。それを全然見ていないとか、そんなことでこの世の中通りませんよ。あといろいろ質問がありますので、これはまた別な方法で私は世間に訴えたいと思えます。

続けます。

尾上町長に答えていただきたいと思うんですけども、平成31年3月12日の定例会で改良土は産廃物に該当しない、自信ありげに答弁しております。理論的、科学的、法律的にその理由をお聞かせください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今法律的と言ったんで、課長の詳しいんで、そちらから答弁いたさせます。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

改良土に関してのご質問ですが、これは国の整理された利用基準に沿ってお答えさせていただきたいと思います。

建設汚泥処理土利用技術基準というのがございます。これは、建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち廃棄物処理法に規定する産業廃棄物で取り扱われるもの、これについては産業廃棄物でありますので産業廃棄物中間処理施設で処理されて資材等になっていきます。一方、地山の掘削に伴って生じる掘削物及び浚渫土については土砂及び土砂に準ずるものであり、廃棄物処理の対象外ということで、この部分について町長はお答えさせていただいたというものでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今玉本課長は余計なこといろいろ言いましたけれども、今皆様にお配りしてある資料の2枚目を見ていただきたいんですけども、千葉県に印西市という市がありまして、ここは非常に環境問題に優れた町です。それで、その審議会で改良土について資料を配ってあります。今玉本課長が言っている話と全然違うんですよ。それで、また国土交通省も改良土は埋立てに使用しないと、そういう行政指導をしています。要するに、改良土の原料、何でできているか。今玉本さんも言いましたけれども、シールド工法から出た汚泥、燃え殻、いろんな燃え殻があります。それから煤塵、具体的には火力発電所から出る石炭灰、それからガラスのくず、コンクリートくず、陶器くず、こういうものから改良土ができています。ですから、いろんな、後でまた言いますけれども、いろんなところ、自治体ではこれは危険だと、国土交通省も普通の埋立てには使わないでくださいと、そう言っているんで条例で禁止しているんです。この辺、今私が言ったことについて反論があれば、訂正があればお聞かせください。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

今燃え殻とか煤塵等が改良土に含まれるという主張でございました。いわゆる産業廃棄物中間処理施設で製造された資材、つまり製品に等しいものが持ち込まれているのではといった主張でありました。ただ、建設発生土とされる改良された土砂というのは廃棄物と認識される有機物のほか、異様なものが含まれない、浚渫であるとか掘削工事などで発生する泥状の土であって、自然の土砂を由来としているものが一般的です。

町条例では、もし仮に新たな埋立行為が発生した場合なんですが、町条例に適用される場合には発生場所の工事と発生元の情報がはっきりと確認できる工事現場から排出される土砂であります。それは土壤環境基準地内であることと第1種から第3種建設発生土に指定していることによります。さらに、掘削工事などで発生する自然の土砂を由来としている土砂を水分調整し、石灰などで締め固め、強度を上げて埋立可能にした土砂であった場合にあってもアルカリ度のpH基準値を設けてありますので、自然破壊が危惧される土砂の搬入を規制しているということでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

平成30年12月11日、全員協議会で建設残土を止めるのではなく、これは玉本課長が言っているんですよ、安全な土を使用した埋立て。あるいは、平成31年3月12日の定例会で、町が扱う土砂は第1種から第3種を特定しており、それ以外のことについて条例で明記する必要はない。このほか、たくさん、私からすると詭弁、ごまかしの答弁がいっぱいあります。あなたの答弁は、森友学園、加計学園の疑惑問題で答弁した役人と同じすり替え、詭弁の答弁です。紀北町に運ばれ埋め立てられている土砂の8割は改良土で、残りの土砂も産廃混じりの、基準以上の土砂なんです。あなたが答弁した安全な土砂や第1種、第3種の土砂はどこにもありません。

ここに、今お配りしてある資料の中に県、尾鷲建設事務所から取り寄せた尾鷲港、名倉港荷揚げ実績表があります。ご覧になればよく分かりますけれども、80%が改良土です。要するに、国土交通省も改良土はこういうところに埋めちゃ駄目ですよ、あるいは先ほど申し上げました千葉とか茨城、その他、改良土は一般の埋立てには使えませんよという条例が出ているわけです。これでもあなたは何かいろいろ理屈をつけるんですか。紀北町の生活環境を守る担当課長はあなたなんです。正直に答えてください。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

ただいま柴田議員の資料を拝見させていただきました。これは、平成元年11月の荷揚げの実績ということのようですが、町条例、県条例の施行前からの埋立行為によるものであるという考えに留意していただきたいと思います。条例適用される埋立行為はまだ発生しておりませんので、今後どうなるかという、そういった視点で判断していくことが必要かと思えます。

以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の玉本課長の答弁は、要するに条例ができてどうのこうの言っていますけれども、この答弁のときはまだ条例ができていません。だから、条例を盾にそんな屁理屈をついてもしょうがないじゃないですか。あなたの答弁があったときはまだ条例ができていないんですよ。どうなんですか。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず、建設残土自体が生活環境に影響を及ぼすか、また人体に影響を及ぼすのかといった観点から定めたものです。町条例では、土質の状態をしっかりと確認することでまず土壌が安全であることを確認していきたいと、そのための仕組み等を定めたものでありますので、そのときの答弁に齟齬はないものと考えております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

尾上町長にも先ほど申し上げましたように、この条例をつくるにはその先進地、私は盛んに千葉県とか茨城県を言っていますけれども、そういうところへ行って本当の現状を知って、それから町の土砂に対する実際の動きを見て条例をつくらなくちゃ駄目だと、そういう話、私この議会でも発言しました。そんなこと全然あなたは忘れたのか、馬鹿にしているのか、

全然あなたはそういうことを理解していない。それでは町民から不安が出ますよ。先ほども言ったように、安全な土だから心配ないよと、でも実際は80%が改良土なんです。千葉県や茨城県で条例でそれ全部埋立てに禁止しているんです。これは何回繰り返しても駄目なんで、また別な方法考えます。

続けてよろしいですか。

最後にこれだけは聞いておきたいので質問を続けます。土砂の問題です。

尾上町長、紀北町の主な産業を3つ挙げてください。これは環境に非常に私は関係があると思いますので、こういう質問をさせていただきます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

主な産業、第1、第2、第3次というくくりじゃないんですか、第1次、第2次、第3次。第1次水産業とか林業、農業、そういったものもありますし、今工場、工業ですね、そういったものもございます。それから観光もございます。そういったものだと考えております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

尾上町長、そんな何かちょっとよく分からない答弁は紀北町の町長としておかしいんじゃないですか。例えば、漁業とか観光、宿泊業とか土建業とか、そういうふうに答えていただけないと困ります。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今5つ、6つ答えさせていただきました。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

そんないい加減なことやっているからいろいろ問題が出てくるんですよ。

次に、生活環境条例の目的をお聞かせください。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

環境宣言を町は宣言しました。その達成のためのアイテムとして条例を制定したものでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

そんなものは通じません。公害の事前防止です。そのための規制をかけるんです。それが目的です。

次に、3つ目を申し上げます。

上里汚染土壌処理施設、清流三戸川沿いの30万羽の養鶏場、森林法を悪用された3か所の土砂現場、欠陥だらけの生活環境保全条例、銚子川上流の土砂等は尾上町長の自然環境、生活環境についての認識、知識が0点だったからです。それと、もう一つ大事なことは、町民の先頭に立って町を守る勇気がないからです。これで環境問題についての質問を終わります。

質問2. 紀北町の事業計画策定のプロセスと内容について。

相賀橋架け替えに伴う町民センター解体と図書室、社協の移転計画は、単なる公共施設の再配置ではなく、次の世代への夢と希望をかなえるまちづくりのチャンスです。理念とプロセスと計画、関係者を聞かせてください。ただし、理念がなければ結構です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この図書室等のお話ですが、これはそれぞれ議員の皆様からも図書室等についてもご提案をいただいて、そのご提案を改善するというで行ってまいりました。また、社協の移転についても引本地区のそういう以前からのご要望もあり、また地域共生社会をつくっていくという観点からさせていただきました。

以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

全く理念も何もないんですね、今の町長の言葉は。

次にいきます。

それでは申し上げます。8月5日、教育民生常任委員会で旧引本小学校を視察しましたが、143年の歴史、伝統と7,704名の卒業生の思いが詰まったキャンパスは朽ち果てたプールとその附属建物が見苦しく、体育館、校舎、幼稚園が手つかずのまま放置され、運動場の半分はアスファルト、駐車場、アスファルトの駐車場です。コンサルタント40年の私から見ると、食い散らしです。食い散らしです。また、社協跡に入る図書室、これは視察のときにレイアウト図を我々いただいたんですけれども、それを見る限り、そのレイアウト図を見る限り、狭くて使い物にならないと、そういう心配をしております。私が3月議会から言い続けておりますように、まちづくりの専門家、引本地区内にいらっしゃる有力者、引本湾で頑張っている若い人、引本小学校を卒業されて社会で立派に活動している方、そういう方でプロジェクトチームをつくって考え直すと、そういうことを私は今でも間違いないと思っております。今行われている作業を中止する、そういうふうな決断は、尾上町長、いかがですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

引本小については、我々としては地域共生社会をつくっていくという観点から行っております。こういったものが地域の皆さんと今話し合いを進めながら徐々に行っているところでございます。計画を止める気はございません。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

食い散らしであるということを重ねて申し上げて、次の質問に入ります。

東紀州2市は、先ほど玉本課長の話が理解できないんで、それに時間を取りましたので、これは取り下げます。

タクシー間隔で利用できる「えがお」について。

紀北町の新公共交通システム計画の経緯、すなわち「えがお」を運行するまでの経緯と本格運行をするための年間予算、国・県からの補助金とか町の支出金、それ以外の町の支出金、それをご質問いたします。お答えください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはり、先ほどからのご意見等を聞くと、本当に一方的に言い放しというような感じを私は受けてしまいます。もっと議論のできて、私をそちらの意見のほうに引き込むような質問の仕方をしていただければありがたいなと思います。

それから、「えがお」のことなのですが、これはちょっと経緯を言わせていただきます。

第2次総合計画に掲げる基本目的のずっと暮らせる安全、快適な町のもと、高齢化や核家族化等による移動困難者の移動手段の確保と公共交通空白地の解消を目的として実施しているものでございます。その背景のもと、平成30年度に実施した相乗り運送実証事業と並行して地区説明会や住民アンケート等もいろいろと行いながら、また専門家や運輸局のアドバイスを受けながら、本町にふさわしい公共交通を実現するために検討を続けてまいりました。そして、令和元年11月25日の議会全員協議会におきまして、紀北町新交通システム実証事業について説明を行いまして、12月議会において実証事業に必要な予算をお認めいただきました。その後、令和2年1月15日の紀北町地域公共交通会議におきまして合意をいただいて、2月17日から8月16日までの6か月間の実証実験を実施したところでございます。現在は、6月補正にて本格運行に必要な予算をお認めいただきましたので、8月17日からの本格運行として実施しております。

なお、年間の費用につきましては、現在の運行形態で試算をすると約1,700万円ではないかと見込んでおります。財源につきましては、運賃収入が86万円、国庫補助金が324万円、特別交付税措置が1,290万円であり、実質的な負担はないものと見込んでおります。

こういったように、「えがお」につきましても財源の確保に知恵を絞りながら、国の予算等をうまく活用しながらさせていただいているところでございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今この尾上町長の答弁で1,700万円と言ったけれども、そういう話がありましたけれども、それは紀北町のお金は入っていませんね、お答えください。補助金だけですな。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現時点の試算でこのような試算ができると思っております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

時間がないので、今の答弁にはそれ以上質問いたしません。

実は、今の「えがお」と、それから尾上町長が3期目の選挙に出たときの目玉商品、これは健康づくり、触れ合い、娯楽が目的の紀北健康センターだったと思います。それと比較して、それは建物建設費に10億円、それから年間運営費に6,000万円、それから空気を運んでいるといっているバス、送迎バス、それも走らせています。それに比べて、今尾上町長が答弁された「えがお」は全く国の補助金とか、補助金頼みじゃないですか。今私が言った健康センター、これよりも「えがお」のほうが社会的にというか、この地域にとっては数倍重大なことだと思うんです。それを国とか県の補助金頼みでやろうとしているところに大きな間違いがあります。私は、やっぱり、これ私の案ですけれども、三重交通のバスを廃止するとか、それからいこかバスを廃止するとか、それで1,000万円以上は出てきます。あと2,000万円ぐらいは町の予算をつぎ込むと、そういうことによってバス料金並みでそのタクシーに乗れるわけです。それについて、尾上町長、何か考えはありますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

補助金頼みではないです。これ、工夫して1,700万円のお金を国なんかから取ってきているんですよ、言葉で言うとおかしいですけども。これも、今回本格運行を認めていただいたんで、フィーダー運行の補助金が取れるようになったということでやっているんです。だから補助金がありきじゃないんです。私は、この事業については全額、町のお金であってもやるんやという強い意志を持ってやりました。その中で、我々はその財源をどう工夫するかという努力をさせていただいて、今ほぼ町の持ち出しがないように工夫をしているというところでございます。

また、バスなんかも廃止すれば、利用している人から見ればそのバスが使えなくなる。それに対する代替の運行も考えなければいけません。そういった意味からすれば、逆に1,700万円を国などのお金を使えることによって、今後「えがお」を拡大するときそのお金で町の持ち出しでできるという話になりますので、そこの部分もまた工夫をしながら、どうやって国などから補助金をいただくかと、そういう努力をするのが当たり前だと思っております。

そういうことで、我々といたしましては、この「えがお」について、今後も発展させ、改良させていきたいなと思っております。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私はそんなことを言っているんじゃないです。尾上町長が3期目の選挙に出たときの目玉が、それが健康センターなんです。それには10億円の建設費をかけています。年間6,000万円の運営費を支出しています。それから会員権のあれが差し引かれると思うんですけども。かたや、「えがお」は補助金だけなんですよ。町長の目玉、選挙の目玉は何億円とかけてやっています。その辺を私は言いたいです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

何か観点が全然私と合わないと、ここらがやっぱりあるんです。だから、あなたのご意見を受け入れられない部分もあるんです。健康センターと言いますけれども、健康センターをつくるのが目的ではないです。「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」、これが第2次総合計画です。29年につくらせていただきました。25年のときに2期目を私担わしてもらうことになりました。そこから考えて、健康って大事だなと。元気の源は健康やと、健康は笑顔をつくり、幸福の基礎、このメイン総合計画があるわけです。その中で、我々はそのキーとなるような施設もつくらせていただきました。

それで10億円と言いますけれども、これも工夫しました。現実にかかっているのは3億円少々でございます。こういった財源の工夫もしています。

健康をまず守るとというのが私の第2期目の公約でございますので、この公約を守るために全力を尽くすのは当然だと思います。

平野隆久議長

ちょっと待ってください。あと、大項目の3問目が残っていますので、3問目については答弁を最終的にもらうような格好でちょっと終わりたいと、お願いしたいと思います。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

議長のサジェスチョンを大事にして質問します。

昨日、自民党の総裁に選ばれた菅さん、多分明日総理大臣になると思います。地方を大事にすると言っています。これについて、尾上町長、何か奇策はありませんか。答弁お願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、昨日菅さんが決まったときにおっしゃったお話かと思いますが、菅さんの考え方でございます。

平野隆久議長

それでは、時間まいりましたので、先ほど申しましたように、通告されていますので、本来でしたらその答弁を最終的に求めて終わっていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。これで終わりです。

3番 柴田洋巳議員

以後気をつけます。

平野隆久議長

これで柴田洋巳君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。10時45分まで。

(午前 10時 28分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

平野隆久議長

次に、10番 瀧本攻君の発言を許します。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それでは、令和2年9月定例会の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、質問は3点でございますが、順番をちょっと、1、2、3とあるんですけども、一番先に3番のコロナウイルス対策について。

コロナ禍の民間金融機関のセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証、利子補給契約（R2）について。これは、債務保証で4,400万円ほど臨時議会で認められておりますが、4年後から町の持ち出しとなりますが、どれぐらいの額を目途に考えられているのかということをお伺いいたします。町長が分かっておれば町長から答弁。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、瀧本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

民間金融機関利子補給契約のことについてのご質問だと認識しております。

民間金融機関（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証、利子補給契約）に関する債務負担行為についてでございますが、8月6日に行われました令和2年第4回紀北町議会臨時会におきまして議員の皆様にお認めをいただきました。ありがとうございます。内訳でございますが、国が行う都道府県等による制度融資においてセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用し要件を満たした場合、利子が当初3年間利子補助がなされます。実質的に無利子化とされた融資を、さらに4年目以降引き続き紀北町において1,000万円を上限とした融資の無利子化を行うことによりまして資金繰りを支援するものでございます。

事業費の見通しと利子の見込額の積算方法でございますが、町内の3金融機関、6支店にご協力をいただきまして調査をいたしました数値でございます。

次に、融資額でございますが、調査数値に基づく本年度の実績及び見込額が16億3,520万円、それを基本に積算いたしました3年後の令和5年度から11年度の1,000万円以内の利子

の見込額は4,454万8,000円と見込んでおります。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

今町長が7年間の利息ということで16億円とおっしゃいましたね。これはちょっと計算ミスだと思います。町の負担は4,400万円であれば大体11億円です。計算の根拠は11.6%ですから、すればすぐ分かるんです。これは問答になりますんで、一応計算をし直してください。私は銀行へ出向いていろいろやりました。一番最悪のシナリオは、3年間据置き、7年で返済すると、これは証書貸付で元金均等です。だから、1,000万円であれば8万3,333円ずつ毎月済ませていくということです。

それからもう一点、R4と5では、前の説明ではR5になると20%は結局返済が不能に陥った場合には代位返済できないんです。その辺はご存じですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、申し訳ないです。私の認識では、支払い等が滞ったとき保証協会のほうから保証していただくというような感覚でございましたので、よろしかったら教えていただきたいと思えます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それから、もう一遍精査してください。

それと、聞くところによりますと、やはり3年間で凍結されるので3年間は返済しないと。4年から結局7年間返済するというので、非常にいい企業、いい個人が借りている状態です。というのは、3年ほど借りて、1,000万円なら1,000万円、500万円なら500万円借りて手元資金として残したいという人がかなりいます。その辺をどう考えますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

コロナ禍で大変厳しい中、議員おっしゃるような考え方でお借りする人もいらっしゃると思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これは個人の自由ですから、お金の使い方は。だけれども、政府の意図はこれを使って経済を回して、お金が回ってくればいいなということでなされておるんで、大体恐らく据置き3年の7年返済ということで借りる方が多いと思います。ということになると、町にとっては利子の負担が少なくて済むわけですね。そうでしょう、町長。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今議員がご指摘していただいたように、元利均等払いということは徐々に、後になれば利子のほうが少なくなって町の負担が少なくなると、そういうことだと思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

少額の金額についてはいずれにせよ4年後でまたいろいろ分かってくるんで、そこは追及いたしません。

次に、同じコロナの問題で、PCRの検査について。保健所がどのような連携を取っていますか。感染拡大について、県とどのように連携していますかということについてお伺いいたします。また、PCRというのはどういうもんかと。それから、パンデミックだとかソーシャルディスタンス、いわゆる横文字が走っておるので、皆さんが分かるようにご説明をいただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、PCR検査についてお答えをさせていただきたいと思います。

紀北町管内の保健所は尾鷲保健所となります。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の指定感染症に指定されておりまして、都道府県は感染症法及び特措法に基づく

措置の実態主体としての中心的な役割を担うこととなります。国の基本的対処方針に基づきまして、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応が求められています。このことから、現在県の機関である保健所が行っている新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対する検体採取に関することや、新型コロナウイルス感染症の患者等の入院に関することなどにつきましては、法律に基づきまして県の責務として対応が行われているところでございます。

そのため、町といたしましては住民に最も近い基礎自治体であり、町民等への感染防止、予防の啓発、普及、そして事態が発生した場合は正確かつ迅速な情報提供等に関し的確に対策を実施することが町の役割となっておりますので、対策の実施に当たりましては尾鷲保健所と連携を図りながら行っていきたいと思っております。

PCR等につきましては、課長のほうから答弁させていただきます。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

瀧本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

PCRとはということでございますけれども、PCRとはpolymerase chain reactionの英語の表記の頭文字を取ってPCR法と言います。ポリメラーゼ連鎖反応の略でございます。核酸増幅法と言いまして、増やしたい対象のDNA断片を検査装置の中で選択的に増幅させ、ウイルスに感染しているかを調べる検査をPCR法と言います。

それと、先ほど瀧本議員からパンデミックとはということもご質問あったと思うんですけれども、パンデミックとは感染や伝染病が世界的に流行する状態を指します。

あともう一つ、ソーシャルディスタンスとはということでもありましたんですけれども、ソーシャルディスタンスとは日本語で社会的距離を意味しております。新型コロナウイルスは、症状が出ていなくてもウイルスを保有をしている、いわゆる無症状の方もおりますので、無症状の場合、自分がコロナに感染していると考えずに人と接触してしまうことがあり、気づいたら自分自身がクラスターになってしまう可能性もあります。自分だけでなく、相手への感染を防ぐために、ひいては日本全体の感染拡大を防ぐために社会的距離の確保、人的接触距離の確保としてソーシャルディスタンスという考えがございます。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

非常に明快に答えていただきました。ソーシャルディスタンスについては、ここでは感染症のことをいうわけですね、社会的というのは内容では社会的だけれども、ここで言うソーシャルディスタンスは感染症のことをいうわけですね。それと、細胞でつくられた、いわゆるドナーにポリメラーゼをいって、それを大量に増やして、それから取ってきて感染しておるかどうかということ調べる。これ、私もちょっとにわか勉強でありました。

それと、最近、4日ぐらい前かな、テレビで日本のメーカーがつくったオートメーションのツール、機械がフランスへ輸出されておるんです。それが大体10倍ぐらいの感じで調べる能力を持っておると。速度も、日本では今8時間ぐらいかかるそうですけれども、2時間で済むということをご存じでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのニュースは私存じておりませんが、いろいろな形で短期間で検査ができるような方法がいろいろ今行われているようにお聞きしております。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長については、この件を県に上げてもらって、ほとんどフランスの、いうたら製薬会社と日本とツールをつくった会社とが契約しておったものですからフランスへ優先的に輸出されました。最近になってようやく量産体制に入って、日本でも使われております。だから、三重県でも使われるように県のほうへいわゆる要望をお願いしたいと思います。

町長、知らなかったわけでしょう、これ。PCRについては以上で終わります。

それでは、2番の公会計の深読みについて。

このデータ、財政課長、僕のところにあるか。ないか。

先般も、前々回ですか、私はこれを質問させていただきました。

まず、課長に、これは2004年に国が決めて、2006年ということは平成18年から各自治体もせよと言ったんですけれども、当町は10年遅れでやっていますね。その辺はどういう、これ

町長に聞こうかな、何で10年遅れたんですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、お答えさせていただきます。

以前、公会計の質問していただいて、先に言っておきます、進歩しておりませんので、ご容赦願いたいと思います。

法で平成18年に施行された行財政改革推進法によりまして、資産、債務改革の推進を図る観点から地方公共団体に対して財務書類の作成が要請され、その後総務省から全ての地方公共団体において統一的な基準による地方公営会計を整備するよう地方公共団体に要請されているところでございます。紀北町は、今議員おっしゃったように、平成28年度から作成させていただきます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これは、私は当町の健康診断だと思っておるんです。だから、健康診断をしっかりしておかんと財政出動もできないし、だから、ちゃんをつくってもらってやってもらおうと。

皆さんのお手元に固定資産の額、10件ぐらい書いてありますけれども、坪単価幾ら、これちょっとお見通しをお願いしたいと思います。

それから、3番目の貸借対照表、これはいわゆる、貸借対照表それから損益計算書それから資産の移動、もう一つ、4つありますね、その4点を課長のほうから答弁いただきたいと思います。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

紀北町で作成しております4表につきましては、先ほど瀧本議員がおっしゃっていただきました貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資産収支計算書の4表を作成してございます。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

今まで出てきていたのは結局損益ですね、P/Lですね。プロフィット・アンド・ロスだけが出てきていました。貸借対照表出てきました。31年現在で、これは平成29年度、ここに番号振ってありますけれども、1から9までが資産の部です、借り方の部です。資産の部で大体495億4,600万円。その中で、いわゆる流動資産が80億円ぐらいあると。

それと、もう一つ、ちょっと細かいようで申し訳ないんですけども、△になっておるね、海山町の平成16年に災害に遭うたお金が未収になっておるんですよ。これはどこに載っておりますか。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

災害援護資金の貸付金につきましては、長期延滞債権の項目のところに含まれてございます。下から19番目の、金額につきましては9,276万1,405円の中に災害援護資金の部分が含まれてございます。

以上でございます。

平野隆久議長

答弁漏れ。

10番 瀧本攻議員

幾らぐらいか、4,000万円ぐらいかな。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

答弁漏れがございまして、すみませんでした。

金額につきましては、災害援護資金が3,806万2,016円となっております。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

これについては、ほとんど取れないですよ。私、3,000万円ぐらいは当町で一般会計で補填せないかんのじゃないかと思うんですけども、どうですか、財政課長。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

こちらの貸付金につきましては、償還につきましてはもう既に終わってございまして、町の、まず一般財源のほうで立替えて償還、三重県への償還は終わってございます。こちらのほう、繰越し、延滞債権として残っておるのが現状でございまして、担当課も努力はしているんですが、まだこれだけの金額が残っている状況でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

やはり、一番見やんなんのは資産の部です。資産の部の左の方の部の、これが腐っておるかどうかいふことを、早く処理せんと町の本当の財産が分からんわけです。

それで、もう一つ、負債の部の下から、トータルで363億4,600万円ありますね、純資産がね。その上に、13番で125億9,200万円とありますね。この数字はどこから出てきた数字でしょうか。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

ただいま議員からご質問いただきました△の125億円の算定なんですけど、めくっていただきまして、3番目に純資産変動計算書という表がついているかと思うんですが、こちらのほうで計算をさせていただいております。これの主な減額の要因といたしましては、これまでの行政コストの累計による減額が主な要因となっております。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

行政コストもさることながら、いわゆる償却コストは入っていないんですか、建物等の。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

行政コストにつきましては、戻っていただきまして、1枚手前に行政コスト公益計算書という表を提出させていただいていると思います。こちらの表で、経常費用につきましては人件費とその下の物件費等という項目が、大きい項目があると思うんですが、そちらの内訳といたしまして物件費とか維持管理費、減価償却費もこちらのほうに行政コストとして含んで計算をさせていただきます。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

行政コストが84億6,200万円あるわけです。この差額はどうなんですか、120何億円の差額は。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

こちらの差額につきましては、これまでの、前年度からの、ごめんなさい、純資産変動計算書のところの表の一番上に前年度末純資産残高という項目があると思うんですが、その一番右の欄なんですが、余剰金で（不足分）という欄がございます。その前年度末の不足分の額が△の126億円となっておりまして、それに平成29年度の行政コストとか資産の変動を計算いたしまして本年度末の純資産の残高といたしまして△の125億円という計算でこの表を作成してございまして、これが固定資産の、戻っていただきまして、固定資産の純資産の部の2つ目の項目の余剰金（不足分）という欄に記載をさせていただきます。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

分かりました。

それでは、元へ戻ってもらって、バランスシートです。

このうち、起債を起こしておりますね、地方債で108億円、それからあと調整して120億円ぐらいあるのかな。この中の、この前もお答えになったと思うんですけども、真水の借金は20億円とおっしゃいました。100億円は100億円資産が増えるんじゃないんですか。これには表れていないよ。だから、その仕訳がないんだから。一般的に考えてそうなるように私は思うんですけども、どうでしょうか。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

ただいま瀧本議員がおっしゃっていただきました地方債につきましては、瀧本議員がおっしゃるとおりでございます。地方債の平成29年度末の未償還残高につきましては、固定負債と流動負債を合計いたしますと、合計で118億円ほどの未償還残高となります。このうち、地方交付税で算入される割合なんですけど、平成29年度では健全化法の算定によりましてこの残高のうち83%が今年度に普通交付税で算入されることとなる計算となっております。実負担につきましては、一般財源では17%の負担となりまして、ただいま瀧本議員がおっしゃっていただきました町の本来の負担すべき額といたしましては約20億円の負担ということになってございます。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

実態を見る場合に、私、政府の公会計はおかしいと思うんです。その数値も入れんと。そうすると、最終的には純資産が463億6,000万円あるというふうに理解してよろしいですか。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

今瀧本議員のおっしゃっていただきました純資産につきましては約100億円、本来交付税でそれは算入されることとなりますので、あくまでも計算上では純資産が363億円なんですけど、約それに100億円足していただきました、今瀧本議員におっしゃっていただきました数字が本来というか、交付税で算入される額を加算した純資産ということになります。

以上でございます。

平野隆久議長

答弁漏れ、あれやったら言ったってください。

10番 瀧本攻議員

これに対する国の、いわゆる会計の指導というのは、ソフトというのはないんですか。なければ、これ民間は全部やっていますよ、これ。未収金に上げて。国もいい加減やね、しかしこれ。今大体国と地方と合わせて1,100兆円あると言うて脅しかけておるわね、国は。その辺どう思いますか。国の施策やでしようがないけれども、いわゆる財政課長としてどう思いますか。

平野隆久議長

財政課長。

水谷法夫財政課長

こちらの4表につきましては、平成27年に総務省で示されましたマニュアルに基づきましてこの4表を統一的な考えで作成をさせていただいております。

まず、これは全国共通の様式となりますので、財政課といたしましてもこの総務省のマニュアルに準じた形で作成をいたしまして公表をさせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それでは、これから毎年出していただけるわけですから、だから決算書を見ればそれにどれだけいわゆる交付税が来るか分かるわけですから、我々議員としてもその分をプラスして資産として考えていくつもりでございます。それでよろしいですね。

それでは、一番重要な問題ですけれども、当町も苦しいと思うんですけれども、いわゆる経済対策について、町長、在任期10年で町の経済は衰退の一途をたどっている。それに対してポジティブに、積極的にしようとしな。できれば国策にのった経済対策を考える必要がある。観光やとか健康では飯は食えんと思うんです、私は。やはり、今コロナでも経済とコロナとどういうふうにバランスを取るかということで国もやきもきしておるわけです。だから、経済がなければそれは健康も観光もできないです。ここ、当町は観光地ではありません。それは、経済が潤ったらいろんな、来たら経済を視察に来るときもあります。例え話ですけ

れども、京都なんかの場合はどっちか言うたらあそこに大きな企業たくさんあるんで、金を落とす観光というか経済視察が多いんです。だから、その辺を町長はどういうふうなお考えでおりますか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご質問にお答えさせていただきます。

厳しい状況、この地域でございます。それがコロナによってより一層厳しい状況となっております。我々も経済の再開それからコロナの感染拡大防止、この両立をどのように図ろうかということでございますが、議員おっしゃるようにコロナの影響があるなしにかかわらず、この地方では大変厳しい状況であります。

観光産業といたしまして、我々は京都のように特別な国に指定されたような施設もあるわけではございませんが、自然ということで体験型の観光等も取り組まさせていただきます。また、京都の産業的な部分については、我々のところでは残念ながら視察に来ていただくような状況ではございません。我々も、むしろ出かけて行って勉強しなければいけないと、そのように思っております。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

人口統計を見ても、もう2030年になりますと、今1万5,858人ですけれども、大体2,700人ぐらい減ってきますね。それを、1万5,000人を毎年200人から300人増やす方法を考えるのが町のいわゆる企画の仕事だと思うんです。

それで、提案させていただきます。提案というか質問させていただきます。

議長会で会議を前回開いて、会議していることはあると答弁されておりますが、議長会で会議して、課長会か、課長会ね、ごめんなさい、訂正させていただきます。課長会ね。その中で出た案件がありますか。あったらお示し願いたい。そして、それが実態につながるものがあつたかどうかということ。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員が恐らくおっしゃっているのは、やっぱりその企画の中で大きな事業、どういふものを取り組んでいくかということでございますが、申し訳ないです、前回と同じような答弁になるんです。コツコツやりながら、改善できるところは改善していくということでやっております。ふるさと納税等につきましても、いろいろ品目を増やしたりとか、いろいろ工夫をしながらやっておりますんで、今日に見えて、議員そこを言いたいんだと思いますが、特に大きく進展した部分はございません。申し訳ございません。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

あのね、ここ10年間の監査委員の所見を見ますと、長期的なスパンに立って、いわゆる収入が得られるようなことをしなければならぬと。その前には、監査委員ですからいろんなこと書いてあります。その年々で。監査委員というのは結局営利団体じゃないわけですけども、これからの監査委員は、私は監査役のようなイメージも持たなければやっぱり地方は疲弊していくと思います。

町長は何もしていないと言う。PDCAはしておるけれども、このPDCAだけでは、私失礼ですけども、これはもぐらたたきだけしよるようなもん。出てきたものをポンポン押さえていくと。私は、これにイノベーション、改革、昨日勝った菅さん、改革言っていますね、改革。それで、前も経済、安倍さん。これに、町長はちょっと弱いんさ。その辺どう考えていますか。

それと、私が見るに、前も言ったように、男と女の人々が20代から40代の人を、町の人も集めて一般参加の公募をやって、どういうふうにするか。このままでいったらもう、今私の孫もおれば町長も孫おると思うんやけれども、この方たちはみんな外へ出ていくよ。とにかく地元で働く場所がない。私が言いたいのは、地元で働く場所が、町職員と同じぐらいの給料取って、退職金もついて、保険も入って、そういう会社を興さなければ地元でやっぱり定着する人口は増えないと思うんです。それを逆算して考えて、町長、たまには東京行って1週間ぐらい泊まり込んで、そういう地方創生の、菅さんが地方創生やったわけですから、そういうことが私は必要になってくるんじゃないかと。やっぱり20代から40代の方々がお子さん持ってみえる、教育力入れておる。350万円以下やったら、国立やったら授業料免除になる、そういうことを何も打っていない。

だから、私は企画の中に前向きな企画をつくってくれと。企画が、上ノ坊課長にも言った

わけです、企画に。ぜひともそれつくってほしい。これに、毎年1,000万円ずつつけて、5年間やっても5,000万円や。そして、百聞は一見にしかずやで、やっぱりいろんなところ視察して、これはいいなという、その前向きな、積極的な町政を。こんな、町長が言っておるこんなこと言いよったら、「自然の鼓動を聞き、みなが集い、にぎわうやすらぎのあるまちづくり」って、これ老人の町や、これ。だから、ここにやっぱり若者が定着せなんだら、これ老人の町になってきますよ。私も後期高齢者で77歳で、もうなると非常に寂しい気持ちになる。どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、KPIということで、まち・ひと・しごとの創生のほうで目標も立ててやっております。そういう中でやっているんですが、今議員おっしゃったように、ある意味改革という、議員はおっしゃいました。私、どちらかという今やっているのは自分自身でも改革ではなしに改善だと思っております。そういうことでございます。議員から見れば、基本的な部分の大きな転換というか、そういうイノベーション的な部分は取り組めていないのは事実でございます。そこは、議員おっしゃるように職員の知恵も絞っていただいて、いろいろな市町も視察も勉強もさせていただきまして、少しでも、イノベーションまでいかななくても、今の部分を改革、どうしても私、改革ということより改善という言葉が出てしまうんです。そういうレベルで頭が動いているレベルでございますので、議員のようにもう一歩上の俯瞰したところから見ながら改革をすることも必要だとは思いますが、我々といたしましては、職員とともども勉強していくしかない、そのように思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

それは改善もいいですよ、いいと思う。だから、町長ができにくいんやったら企画へ改善のことをポンと予算をつけて、企画で一遍考えてみろと、どういう案があるのか。私も、まち・ひと・しごとでこの前、前回も質問したように、まち・ひと・しごとのところへ都留市から出向しておる、山梨県の、ファナック県というやつのロボット、全部ロボットでやるようにやるようです、梱包から全部。それ今ファナックがつくっておる。だから、そういうところに行って、課長行かして1週間でも缶詰にして、そこでやっぱりどうしたらいいかとい

うことを、国政がそれを応援しておるわけですから、日本列島津々浦々まで経済をよくするというのが前総裁、まだ総理やで、総裁の言葉です。だから、そういうことを私は申し上げたい。

それで、町長イベントが好きなんかね。どっちか言うたら。イベントは一過性のもんです。私も徳島へ2遍行ったことがありますけれども、徳島の阿波踊りはすごかったですね、もう評判が。だけれども、私は会社の関係で行ったときに、徳島の会社を支援してくれと行って、徳島新聞にも載ったことがありますけれども、その4日間だけは潤うんですけれども、あと潤わないんです。だから、あそこの盆踊り、あそこにある何とか言う盆踊り、あれも行ったことあるけれども、あれは続きます、あれは。お金も要らへんのやで、それで名古屋から行くと8畳の間を5、6人で貸してもうて、そこで着替えして、盆踊りやるわけやから。

もう一つは、住民目線と町長言っておるけれども、これが非常に響きがいいね、住民目線。響きはいいけれども、これを解説すると、これ町民主義ですかね。国で言うたら民主主義や。町民が主人公、この辺もちょっと。町長、住民目線という言葉はずっと使うてるよに、これ使って当町は、それは財政的には合併したからよくなりましたよ。だけれども、これからだんだん減っていくわけや。その辺も踏まえて、やはり企画課長含めて3課長ぐらいでして、それで若い男女の人を入れて、民間に公募を入れてやる意思はないんですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろとグループ等もつくりながらやっております。それで、議員もおっしゃるように若い人たち、そういう知恵も借りるということで、その中で今一番若い世代、それから男女の混合比がほぼ、女性のほうが多いのがプロジェクトKというのをつくっております。それは健康をどうやって守っていこうというのが、保健師さんや福祉、住民、それから生涯学習など集まっていたいて、これはみんな若い世代に集まっていたいて、私がオブザーバーで入ってさせていただいております。そういったことをすると、やっぱり新しい視点からものをお話していただいております。議員がおっしゃるのは、そういうふうに新たな視点を持っている人間の意見を取り入れろということだと思いますので、我々としては内部的なもの、それから今視察ということを表現されましたけれども、外部的な情報を得て、これから町をどうしていくかということを積極的に行っていくべきだと。自分では一生懸命やっているつもりなんですけれども、議員の角度から見るとまだまだ足りないということなんで、勉強し

ていきたいと思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

そうすると、令和3年度にはその予算がついてくるということですね。ついてもらわんと困る。そうやないと、これもやる、昨日からだったかな、国勢調査が始まっておりますけれども、もうあなた言うたら40歳か、40歳代の方は結婚しないんさね、30歳代もね、子ども産まない。だから男女に活性化がない、子どもを産み育てるね。やっぱり、そこに不安があるのかどうかということもあると思う。だから、林業と水産業をもう一遍根本的に白地の名において白紙にして私は考える必要があると思う。これだけのいわゆる資産、林業資産、潜在しておる水産資産があるわけですから、これをせんと、日本は水産王国と言われても世界で9位ですよ。インドネシアより下なんですよ。そういうことも考えたら、それで成田へ入ってくるから、あれ成田空港言わへん、成田漁港言うておるんやで。あそこで日通が入れて、今の豊洲へ持って行って、そういうランニングコスト省いて荷主に払うわけですから。ぜひとも、1,000万円とは言わんわ、取りあえず500万円つけたってくれ、500万円を。それで、そういうことをこの、町長も来年また選挙出やんなんで、だからそういうことも含めたら、どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

瀧本議員から今林業、漁業とおっしゃっていただいたんで、大変心強いなど。瀧本議員なんで工場とかそういった産業かなと思ったのがその言葉が出たんで、我々としてもその部分は一緒で、やはり今林業も落ちています。水産業も落ちています。高齢化が進んでいます。そういう中で、どういうふうにすればいいかということ、これはもうやっぱり全庁的に取り組む重要課題だと思います。そういう意味では、一生懸命頑張っていきますけれども、いろいろなグループもつくりながら、予算のほうはちょっと横へ置いておいていただいて、我々としてはできる中でいろいろと工夫していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長、予算つかんのやったら、議会で議案提案して、それを認めろと言いますよ。それは格好悪いでしょう。だから、町長のほうでまだ、どうですか、12月議会もあるんやで、だから3月の予算、補正で組んでくれたら一番うれしいわ、これね。やっぱり3月当初予算に組むとか、組んでいただきたい。

というのは、今、山も、私が話聞いておるのでは、5億円で1,500町歩買いたいという人がおるといふ、ファンドが。それは相続税の関係で、それ1,000、5、6,000町歩持つておる山主がおります。だけれども管理できないんです。管理する人がいない。ということは、管理しても管理費が出てこんのです、林業は。そういうことで林業を考え直す必要があると私は言っておるわけです。それは、人を雇って、自分でやっておる分については自分ですからできますけれども、それは5、6,000町歩も持つておる人は人を雇って管理せな、後継者おらん。大体70代ぐらいの人がその山の地形を知つておる。だから、もうちょっとその辺のところに対する、水産についてもそうや。全然違う。今ここにある船なんか、田原まで、愛知県の、田原まで売りに行つとる、冷凍車つけて、そんな時代になっておるわけです。

だから、ぜひとも、町長、12月はちょっとあれやけれども、3月の予算につかなんたら私は同志と募つて議員提案させていただきますよ、どうですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、林業に関しましては森林環境譲与税の問題がありまして、4,000万円ほど当町は入つてくることになっております。そういうことで、適正に管理できていない森林を市町村が代行して管理すると。そういうことで、今航空レーザーとかそういうのを駆使して、今地権者を調べながら、今紀北町では2か所それぞれの取っかかりのモデル地区としてやっております。そういったことで、議員おっしゃるようにならば大変大きな山をお持ちの方も、そういう境目とか誰が所有者とか、そういうのを調べながら、災害等の危険、そういうのを除去するためにもやりなさいというお金をいただくことになっておりますので、それらを有効に活用しながら行っていきたいなと思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

町長はひもつきのことばかりしか言つておらへん。自分の金を出そうとせんね。それや

ったら何にもならへん。ひもつきの金やないか。そしたらひもつきを、課長が5,000万円とってくるんやったら1億円とってくるぐらいの熱意があればいいよ。ひもつきの金やっておったらあかへんわ。ひもつきの金というのはその範疇でしか使えへんのやで。だから、2分しかありませんけれども、私の9月の一般質問は終わりますけれども、私の熱意を酌んでいただいて、12月、3月にそういう部署ができることを期待しまして私の一般質問を終わります。よろしく願いいたします。ちょっと答弁。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3月にどういう形で議員にお示しできるかは分かりませんが、我々といたしましては議員のご指摘を十分考えた上で今後の施策に活かしていきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

これで瀧本攻君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩といたします。午後1時まで休憩といたします。

(午前 11時 42分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

平野隆久議長

次に、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

マスク取らせて発言させてもらいたいと思います。

議長の許可を得て令和2年9月議会の一般質問を行います。

3つございまして、1つは獣害対策について、2つ目はごみ処理施設について、3つ目は銚子川の遊泳客対策について、以上3点について質問いたします。

なお、都合によりまして、申し訳ございませんが、2つ目のごみ処理施設問題を先に質問させてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

平成20年11月20日に初めての5市町によるごみ、広域ごみ処理施設の検討会議を開かれたと思います。首長会議を含めると、既に30回以上の会議が開かれているはずでございます。にもかかわらず、建設計画は遅々として進まず、建設予定候補地は次から次へと変わって、いまだにはっきりしておりません。まして、建設にかかわる各自治体の負担費用も定かでない状況でもございます。私は、このままでは5市町の足並みがそろわず計画が破綻する可能性がかなりの確率で出るのではないかと懸念しておるところです。

そこで質問いたしたいと思います。

まず、初めての会議から直近の会議まで何回の会議が開かれたのかと。その間に検討された候補地はどのようなところがあったのか。さらに、尾鷲市営球場の、現在想定されている尾鷲市営球場の実現可能性について課題はあるか。この3点、お聞きしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、岡村議員の広域ごみ処理についてお答えをさせていただきます。

まず、協議を重ねている広域ごみ処理施設整備につきましては、建設予定地に関する課題が現在中心となっているところでございます。中部電力発電所跡地で検討を続けておりましたが、津波浸水域である弊害などがあり折り合いがつかなかったことから、尾鷲市の市営野球場建設予定地として検討してもらえないかと要請をしたような段階でございます。

それから、検討会以降いろいろな会議がございます。首長会議、準備会、課長会議、幹事会等々がございまして、相当な回数を、24年から検討をしているところでございます。まず、それと、市営野球場のお話でございますが、この点については、尾鷲市からの検討結果を待ち、検討可能であれば必要協議を進めていくと、今そういう状況でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

分かりました。今の状況がちょっと分かりました。

それでは、次の質問に入りたいと思いますけれども、各自治体の負担割合について、今まで会議の中で話題になったことはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。もし話題になったことがあるら、その内容を教えてください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

負担割合については、他団体の例においては均等割とか人口割とか処理量割とか、そういったものでしておりますが、今現時点では5市町の会議では決定をいたしておりません。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、町長から決定はしておりませんということでした。ただ、私会議録によりますと、令和元年11月5日の会議録ですけれども、コンサルタントの案でございます。単なる案でございます。決定はしてないと思いますけれども、建設費73億円、これは中電のときだと思えますけれども、盛土費は違いますが、そのときは7,000万円で、コンサルタント案としましては、例えばこういった例があるということを示されました。均等割10%、人口割20%、処理量70%。もし、仮にこの負担割合で仮の負担計算しますと、ちょっと私が計算したところによりますと、紀北町約25%の負担割合になります。5市町で。当然、御浜町とか紀宝町はちょっと少ないということで、処理量もありますし人口もありますし、少ないということで、大体4分の1ぐらいが紀北町の割合になるのではないかなという私の概算でございます。そういったことでございます。

ちょっと、次の質問ですけれども、これ負担割合とか負担になった場合、過疎債とかいろんな補助メニューがあると思うんです。国や県からの。何か聞くところによりますと、熱の利用、再利用量ですか、あれによって補助率その辺違ってくると思うんですけども、その辺につきまして、分かっていることがあったら教えてください。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から答弁いただきます。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

簡潔にお答えをさせていただきます。

ごみ処理施設建設に際して、国からの補助、交付金を受けるためには循環型社会形成推進交付金制度の条件に合致する必要があります。この条件に合致しますと、交付率2分の1または3分の1の交付金が受けられます。これは、エネルギーの回収率などによって交付率が決定しますが、現実的にはこの施設の、70 t程度の規模であれば交付率3分の1の施設整備が妥当ではないかなと、そのように想定しております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

熱の回収率だと思いますけれども、中電の跡地の場合は熱の回収率結構いろいろ研究しておったと思うんですけども、今度のもし野球場になったら回収率ちょっと落ちるんじゃないんでしょうか。分かる範囲内で教えてください。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

こちらも概要でお答えをさせていただきます。

まず、エネルギー回収については必ず発電をしなければいけないとかいったものではなくて、例えば温水であるとかに替えるもの、熱利用になりますので、一度議会で視察に連れて行っていただいたことがありました。20数 t 規模の飛騨市の施設であったんですが、そちらについてはエネルギー回収施設ということで、ごみ処理場の処理場内ですが、全て網羅されているというものでございましたので、そういったのも参考になるんじゃないかと考えております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

いまだ候補地がまだはっきりしていない状態で聞くのもなんですけれども、燃焼方式の検討なんていうのは会議では話題になっておりますか。当然焼却だとは思いますが、

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

燃焼方式ですが、交付金の制度であるとか導入実績を踏まえて採用可能な技術を検討していかなければならないとは考えております。ただ、これはあくまで紀北町の考え方です。町としては、まずRDFについては将来の処理委託先が困難になるという理由で、これは少し検討はできないだろうと。交付金を入れるためには、やはり燃焼方式が適していると考えておりまして、これを理由に燃焼方式による、利点がある方式を提案していきたいというふうに考えてございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

燃焼方式の検討は分かります。

1つお聞きしたいんですけれども、5市町でやるメリット、あるいは尾鷲市とか紀北町が単独でやるメリットというか、僕は一番メリットあるのは連続運転できるかどうかだと思っておりますけれども、完結運転と連続運転の違いとメリット、デメリットありましたら、分かる範囲でお願いします。

平野隆久議長

環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

24時間運転と完結運転の最も大きな差というのが、焼却を開始してから焼却を終えるときの、燃焼を止めていくときにはダイオキシンの発生量というのが飛躍的に上がる傾向があります。24時間800℃以上の熱で燃焼させることによってダイオキシンの発生を抑制できますので、そういった利点があるというのが1点と、あと24時間より、例えば8時間運転でいきますと炉の大きさの問題が出てきます。24時間運転であれば時間ごとのごみ処理量の焼却量というのが減ってきますので、炉を小さくして経費を安くできるという、そういった利点があるかというように考えてございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

燃焼効率におきましては、燃焼室というのは大きければ大きいほどいいことはいいんですわ、いろんな面では。ただ、メンテナンス費用とか建設費用とかちょっと関係してきますので、その辺については今後検討していく段階だと思っています。

ただ、私が懸念していますのは、24年にできてからもう8年近く、検討会議始めてから8年近くたっています。まだ今の状況で候補地すら決まっていないと、野球場、決まっていないですよ、候補ですよ、決まっていない状況で大丈夫かなという感じがしております。熊野とか、あちらの南のほうのある議員に、2、3の議員に聞いたら、ちょっと心配してきておると向こうも言っています。私の同僚議員に聞いても結構心配しております。大丈夫かいなと。この近くでは、ご存じだと思いますけれども、広域で香肌奥伊勢資源化広域連合というのがあるんですが、ご存じですかね。8市町か6市町で多分やっておると思うんですけども、それはできてから、準備会から6年で稼働を始めました。そこはですね。そこはRDFであったと思うんですけども、今ちょっといろんなことありましてRDF止まっていますんであれですけども、向こうで6年でやったと。うちは8年たってもまだ決まっていないと。このままでは私心配になってきています。その辺につきまして、この問題は、僕は5市町の足並みがそろわず実現が難しくなるのではないかと危惧しております。それにつきまして、町長は何か、危惧しておるとか大丈夫だとか、見通しとか考え方、分かりましたらお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

現実24年から議論になりました。私もそのときから町長なんで、まずやっぱりこういう処理施設は場所です。それまでもいろいろなところで場所の候補が上がり、まず一番最初のスタートが各5市町から候補地を持ち寄ったんです。それがいずれも駄目になったというのが途中のことでありまして、しばらく間が空いていました。議論的には。そういう中で中部電力が撤退するというお話も出て、尾鷲市さんが尾鷲市の中で再度探しましょうというお話をさせていただいて、そういう経緯もあって、24年から少しブランクというんですか、議論されなかった時期もありましたので。ただ、今我々5市町は広域ごみ処理に向けて実現を目指し

て一生懸命やっております。ですから、最初中電の建屋から始まりましたね。私いつもその会議でも言うんですけども、まず一番最初、場所の問題とかそういったスタートにボタンの掛け違いがあると分からないので、難しくなってくるので、そこをしっかりと議論しましょうという、私からもそういうお願いをしております。そういうこともあって場所の選定に十分な時間をかけているような今状態です。ただ、我々5市町ともやろうという強い意志を持って進んでおります。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

町長のお気持ちはよく分かりました。一生懸命になっていると。一生懸命になっているということはいいと思うことが一つと、それから場所の問題ですね、先ほど出ました。場所の問題、非常に重要なことだと思います。私は、5市町で今尾鷲でやろうとしています。一番メリットは場所の問題だと思います。こっちが考えなくてもいいから。そこは思っています。ただ、私5市町の広域ごみ処理施設は反対ではないです。賛成でもないです。今のところ、どちらでもありません。ただ、このままでは危ないんじゃないかなと思っているんです。

そこで、2つ目の問題にいきますけれども、ごみ処理施設、広域ごみ処理施設がありきじゃなくて、それと比較して今のRDF施設を、これをそのまま、5市町も駄目になったときにRDFこのまま続けていいんか、その方法が1つ。もう一つは、単独でごみ処理施設、これつくっても、場所の問題は後で言いますけれども、ありますけれども、これのほうがかえってメリットがあるかも分からない、あるかないか分かりません。その比較をしたいんですわ。私は、例えば5市町が、そういう○か×かじゃなくて、あれはある、こちらでRDFはある、単独の焼却施設、これ3つ比べてここがいいんやからつくらせてくれというのなら分かるんですけども、これだけ、1つだけ示されて○か×かと言われたときにちょっと困りますもんで、そういった施設の比較の検討資料、3つ並べてほしいんですわ。これにつきましてはいかがですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的には、我々も広域を進めていく上で必要なことというのは、環境負荷の低減、安定的な操業、規模を生かした、先ほどの交付金の問題もあるんですが、効率エネルギーの回収

といった、ここはやっぱりしっかり押さえていかなければいけないと思います。それと、もちろん今おっしゃったようにイニシャルコスト、建設費とランニングコスト、運営費、ここにメリットがなかったら広域にする必要はないと思います。ある意味。我々は広域目指しているんですが。そういう意味で、メリットがあるということを議員の皆様にもお示ししながら議論をしていただくべきだと思いますので、今おっしゃったRDFの延命、それから単独、広域、これらの数字を示していくべきだと思っております。ご説明をさせていただきたいと、そのように思っております。また後の質問でまた答えさせていただきます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今町長から前向きな返答いただきまして、ありがとうございます。

いずれにしろ3つの資料がほしいんですけれども、ちょっとここで私言いたいんですけれども、RDFの場合、2つ目の、例えばAが広域処理施設、BがRDFと、Cが単独の焼却施設としますね。RDFの場合、延命する場合、長島と海山ありますけれども、これを修理するか、2つのままいくかということを考えてほしい、これが1つ。単独で焼却施設する場合、新たに場所見つけんならんですね。場所の問題一番大きいと思いますけれども、新たな場所を見つけるのも一つです。もう一つは、現在のRDF施設、これを改修して単独の焼却施設、これも可能やと思いますので、そういったところもきちんと検討して、私は3つと言いましたけれども、細かく言うと僕は5つやと思っていますけれども、そういったことの資料を私らに示してほしいんですわ。そのときに大事なのは、不都合なデータがあっても、都合のいいデータも不都合なデータも全部示してほしいんですわ。例えば、単独を長島につくった場合、住民から反対意見が出そうやとか、そんな声があるとか、そんなことも含めていろんなことを、データを出してほしい。私らは、公平な、客観的なデータで議員が判断したいんです。これは、決定権は議員にあると思います。執行はもちろん町です。そのかわり、議員は決定した以上議員が責任持たなあかんと、これは当たり前です。それ以上は、責任持てるようなデータをきちんと出してほしいんです。そこをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

当然そのようにしてやらなければいけないと思います。ただ、場所は仮定の中で賛成ある反対あるとかというのはちょっと難しいので、単純に費用計算とかそういったものが、例えば基本構想というのをこの間お渡しさせていただきました。それに基づいて、例えば単価の問題とかRDFの今延命、統合、そういったものの考え方は十分お示しできるんですけども、住民感情というものはちょっと難しい部分がありますので、そこは計算できないと思うんですが、ちょっとお待ちください。そういう考え方でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私、建設費用もそうですけれども、ランニングコストも同じだと思います。今、玉本課長言われましたけれどもダイオキシンの問題、800度まで上げると普通なんですよね、一般に、完結を連続にして、これよく分かっています。そういったことになります。そうなる燃料も要ります。それからもう一つ、焼却施設のバグフィルターってご存じやと思うんですけども、1億円ぐらいかかるのかな、あれ取り換えるのに、そんなんもありますもんで、結構面倒くさいというか、専門的な知識がいっぱい入ってくると思います。そういったことを考えて、灰の処理とか、そういったデータをとにかくいろいろしてほしいし、データ出すときも、もしあれやったら各議員に聞いてもらっても結構ですし、それから隣のさっきの香肌協ですか、あちらのほうも聞きにいつてもらうとか、僕らも勉強します。とりあえず執行部から出してくれと、勉強してから僕らも意見言っていきたいなと思っています。ということでよろしくお願ひしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々、議員がおっしゃったとおりなんで、今基本的な部分、金額や数字も、この間お渡しした基本構想、今までの他市町のデータ、過去のデータをもとにした積算は一定のものは出しております。そういったものと、今言った香肌奥伊勢とか他の市町、他のRDFやっていたところは全てRDFは終了します。そういうこともありますので、それらも含めて、そういった調査も含めて提案させていただきたい。我々も、議員の皆さんには、我々からのそういう資料提供に基づいて判断していただくのが適切ではないかなと思いますので、そういったことはしっかりやっていきたいと思っていますので、そういうことでございます。よろしくお

願います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

どうも早口になってごめんなさい。そういうことで、私今日3つ質問するんですけども、ごみ処理問題が一番僕大事やと思っています。以後、一緒に勉強していきたいと思っています。もちろん、行政だけに任すんじゃなくて、私ら議員も責任ありますんで、判断するのは私たちがしないと駄目ですんで、ということで、覚悟して勉強していきたいなと思っています。

では、2つ目の獣害対策について。

今、相賀地区、私住んでおるんですけども、ここの様子を、執行部にも相賀地区出身の方がかなりおられるように思います。相賀地区は、ある方によりますと、今相賀、猿の惑星状態と言われております。それぐらい猿が出ております。これは冗談ですけども。農作物を荒らす鳥獣による獣害被害は、紀北町でも後を絶たない状況です。私が住む相賀地区には、農地が極めて少ないにも関わらず今、先ほど言いましたように、まるで猿の惑星だとの嘆きが多く、区民から上がっています。家庭菜園が荒らされるだけでなく、実は住居に不法侵入するんです。知っておると思うんですけども、不法侵入というのは開いておるから入るんじゃなくて扉を開けて入るんです。ある、僕の知り合いですけれども、この前テレビ見ておったら後ろガラガラ開くもんで後ろふっと見たら猿も一緒に見ておったと、これ半分冗談ですけども、それぐらい入ってくるんです。仏さんのリンゴとかあんなん持っていきますし。プラスチックの鎖やっておったら、それ引きちぎっていったということです。

私が心配していますのは、こんな話ありました。うちの家内が言ったんですけども、小学校1年生の子が下校時に相賀の郵便局の辺りで下校するときに猿が歩いておったと。怖くなったもんで遠回りしたということで、このままいくと人的被害が出る可能性があるんじゃないかなと思っています。ちなみに、獣害対策は農林課がやっています。それは、農林水産課です。正しいんですけども、人に対する、人家に対する被害については、どちらかといったら農業関係というか、あれの被害が中心なんですよね。そういう意味で、人的被害があるか分からない。今でもあるんですけども、そういったことに対する対策をお願いしたいなという感じでございます。

質問に入りたいと思います。

紀北町の鳥獣被害防止計画はあるのでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

鳥獣被害防止計画についてでございますが、本町では鳥獣被害防止計画、令和元年12月17日に計画を策定しております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今私聞きましたけれども、実は農林水産課からいただいています。ごめんなさい。これです、ね、紀北町の鳥獣被害防計画。これを見ますと、私が問題にしています猿の被害も載っています。当然、イノシシ、鹿、こういった被害も出ます。非常に綿密な資料でございます、しっかりしてつくられておると感心しておるところでございます。

ちなみに、私が問題にしているニホンザル、県にはこんながあります。もちろん鳥獣被害防止計画もあるんですよ、あるんですけれども、特に第二種特定鳥獣管理計画というのがあります。これ、ニホンザルに絞った計画です。第二種と言うらしいんですけれども、こういうのもあります。紀北町は多分これはないと思います。全般的な紀北町ことです。しっかりして、つくられておって私は感心しておるところでございますけれども、この鳥獣管理計画の中に、これ持ってみえると思うんですけれども、県のやつも。県のやつもあると思うんですが、加害レベル0から5とあるのがあるんですけれども、ニホンザルに定義されておる。これについて、説明ありましたらちょっとお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当のほうから答弁いたさせます。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

県で作成しております第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の中に加害レベルというものがございます。レベル0からレベル5までとなっております。内容としましては、レベル

0は猿の生息群れは山奥に生息しており、集落に出没はしていないと。レベル1につきましては、集落にたまに出没しますが、ほとんど被害がない。レベル2につきましては、サルの群れの出没は季節的で、農作物に被害があると。レベル3につきましては、サル群れは季節的に群れの大半の個体数が耕作地に出てきて、農作物に被害を出していると。レベル4につきましては、サル群れ全体が通年耕作地の近くに出没して、常時被害があると。レベル5につきましては、サル群れ全体が通年頻繁に出没し、生活環境被害が大きく人的被害の恐れがあるというような区分になっております。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今の課長の説明でいきますと、私は相賀地区の状況はレベル5ではないかなと思いますけれども、それについて見解ありましたらお願いします。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

県の鳥獣管理計画、ニホンザルの計画につきましては、平成29年4月1日から令和3年末までの5か年の計画となっております。計画策定時におきましては、紀北町はレベル3の区分となっております。ただ、議員から今お伺いしましたように、人家の進入、ましてや住居への侵入もあるということで、レベル5の生活環境被害が大きく人的被害の恐れがあるという部分に近づいているのではないかなと考えております。

以上です。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、県の加害レベル3になっておると言われて、そのとおりだと思います。実は、猿の被害、イノシシの被害、あるいは鹿の被害、これは、県のほうは農林水産の発想できておるんです。つまり、畑の被害とか農地の被害が中心なんです。私が実は区長やったときも県のほうからアンケート来ました。アンケートは農地についての被害が多いです。だからレベル3になっておるんです。レベル3になっている。だから、そういう意味で言うとな

的被害があるとか家の被害の場合、人家の被害がある場合は、これは防犯になるのか、あるいは自然災害なのか、何かよう分からない。防犯ともちょっと外れると思うんですわ。人の災害じゃない。そういう意味で、これを何とかせなあかんのです。

そこでお願いしたいんですけれども、まず、猿の個体の調査というのはありますか。やっていますか、どうですか。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

猿の個体数の調査でございますが、調査は行っておりません。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私も調査はやっていませんけれども、ちょっといろいろ見ました。長島から島勝のほうまで見ました。そしたら、どこもかも出ておるんです。私、ここ1週間で3回見ました。三浦のところ、三浦の国道沿いです。それからこのRDF、長島のRDFのところ、荷坂でも見ましたけれども、相賀でも見ました。何か所も見ました。だから個体もたくさんあるんだと思います。聞きますと、相賀の床屋さん、昨日行ったんですけれども、毎週道か屋根の上を歩いておると、毎週10匹ぐらい歩いておると、週1回ぐらい、その程度来ております。そのような状況でございます。

そこで、問題は後は対策なんですけれども、この猿害に絞っての対策というのは何かありますか、やっていますか、どうぞ。

平野隆久議長

農林水産課長。

宮本忠宜農林水産課長

現在農林水産課で行っております獣害に対する対策といたしましては、まず有害鳥獣捕獲による許可を出すのと駆除、それに対する報償費というものがございます。また、協力していただいております猟友会へも補助金を出しております。それと、農作物獣害対策事業補助金としまして防護柵等の設置に必要な資材購入費への助成もしております。それと、集落、農村の集落支援員2名による見守りと追い払い等も行っております。

以上でございます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

猿の獣害防止計画なんですけれども、これはやはり農作物とかそういった集落に対する計画がメインでございます。ただ、今議員おっしゃったような猿の、そういった農作物のないようなところへ出てくる問題とは少しちょっと角度を変えて対応しなければいけないと思います。週に1回程度見るというお話です。私、毎日見えています。猿はほぼ。特に、猿というのは以前は便ノ山とか沖見団地、そこで問題になっておりました。それで便ノ山地区の子どもたちをスクールバスで送るようにしたり、そういうことで対応してきました。これは安全を守るためです。それが、今徐々に相賀の国道42号をまたいで来るようになってきて、私もすぐ近く、すぐ近くなんですけれども私国道から、見かけるようになりまして、うちの近くに鳴り物が、木の鳴り物があります。そこまで屋根を渡ってくるような状態になっています。それで、私も近所からいろいろお話も聞いて、農村の農村支援員でございますね、見守り、海山地区の方にそういう情報入ると行っていただいたりしています。ですから、今までのような果樹とか畑、そういったものの対応と、またそういったものがない地域へ出てくる猿の出没については対策的にはまた違った対策の仕方が必要だと考えております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今町長が言われたとおりなんです。今まで以上に対策を考えないと、今までのこの獣害対策というのは、県やとか国がやっているのはどっちかといったら農地がやっぱり中心になっていると思いますので、人的被害と。ただ、猿の場合、人に危害加えたかという話、インターネットで調べるとありました。子どもが襲われたというのがあります。ここではまだ聞いてはおりません。昔、長島でおばあさんがちょっと上に乗られてという被害もあったと聞いていますけれども、大きな被害はない。ただ、今でも威嚇とかあれば女、子どもに対してやっておるように聞いております。これは、そういった証言もございます。ほぼ間違いないと思います。

そういったことで、今支援員の方が駆けつけていただいているのも聞いております。ただ、行ったときにはもう多分猿はおらんとします。もう遅いと思います。だから支援員が悪い

んじゃないですよ、それはそういう事由じゃございません。私は、もっと抜本的なちょっと対策を考えてもいいんじゃないかと。ただ、抜本的な考え方をするときには行政任せだけじゃなくて住民も一緒にやった、これはいろんなインターネットとか三重県のある人らに聞きますと、やっぱり集落こぞって応援すると逃げるんやと、猿も。猿は賢いと言われておりますけれども、実は賢くないらしいんです。猿は、知恵はなくて記憶力は優れておるらしいです。だから、ある人のところへ行って、この人甘いなと思ったら何回も来るそうです。ある人のところへ行って、この人怖いなと思ったら絶対来ないそうです。だから、集落こぞって、ここの地区はあかんと思わせたら、もう勝ちだそうです。それには何かといたら、支援の人が1人や2人頑張ったって、これ実は駄目なんですわ。緩いところ行きます。

そういう意味でいくと、住民と行政が一体になってやるべきやと思っています。じゃ、住民と行政が一体になってやれるよう仕組みをちょっとつくっていただけないかなということなんですけれども、それについてどうでしょうか、ご意見は。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、農地なんかのあるところも集落支援員が行ったりやっているんですけども、それはもう地域で追い払いをやっています。それで、農地やそういったところと違うのが、山と違うのが、基本的には町なかで、罾は仕掛けられない、銃は撃てない、こういう状況もありますので、今議員おっしゃるように、地域全体でどうするかと、これをしっかり取り組まなければいけないと思いますんで、そういう仕組みをどこかでつくっていかなければ、もちろん行政だけでは、集落支援員、海山地区、長島地区1人1人なんで、それでどうのこうのできる問題ではございませんので、意識を持っていただいて、子どもたちを守り、そういう食物残渣を捨てないとか、いろいろありますし、私も存じている方が知らないうちに仏さんの食べ物を取っていたというのはあります。窓から完全に入っています。今もう、相賀の地域でも。そういうことからすれば、やっぱり地域全体で猿の追い払いを行うような対策が必要かと思います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

そういう意味で、一つ提案なんですけれども、1つは猿害、獣害、特に猿害、相賀地区の

場合、そういった勉強会、うちの、例えば名張とかあちらのほうでも、三重県でも表彰されている地区があるんですね。こうやって私らは追い払ったと。農村地帯が多いと思うんですけども、そういった方に来ていただいた学習会みたいなものを、私は相賀地区でやってほしいんですけども、できなったら紀北町全体でも構いません。獣害対策のちょっと勉強会みたいなものをしていただけないかなということが1点でございます。それにつきまして、いかがでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げたように、農村集落のようなところと、やっぱり相賀のようなところでは条件が違うと思います。獣害について勉強する場を設けるということであれば、いろいろな方をお呼びしてお聞きすると。私も県のほうへは入って、森林協会とか水源林のところではそういう猿、鹿、イノシシの講演をいろいろ聞いています。そういう中で、そういうことを皆さん、地域の皆さんとやっていく。ただ、農村の部分とそこの部分とはやっぱり少し分けないと、事情が違う部分もあろうかと思しますので、もしグループ等をつくるのであればそういう町なかでの対応、それから農村部分での対応、そういったもののすみ分けも必要ではないかと思えます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

そのとおりで、私一番理想的なのは、相賀地区なら相賀地区の住民、有志、区の役員も入って、有志と行政と一緒にこの、プロジェクトチームということじゃないけれども、研究会というか、自由な、そんなものをつくれたらいいなと。私、追い払う方法いろいろあると思います。実は、ちょっと言葉で言いますと、箱罾、猟友会の協力ももちろんなんですが、猟友会の場合は町なかで鉄砲撃ちは難しいと思いますけれども、猟友会の協力、それからモンキー犬とかロケット花火、爆竹、エアガン、パチンコ、あるいは個体群の移動を無線でキャッチして、ここに近づいておるといふのを放送で入れてもうて、何人かが行って追い払うとか、方法としてはいろいろ研究する余地あると思いますので、今後、そういった研究の努力というか研究余地とか、そういったことを一緒になって勉強できる仕掛けをお願いしたいと思います。

以上でございます。これについて、ご意見ありましたら。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、狭い範囲でお話させてもらうんですが、相賀地区においては今のまま放っておけないような状態だと思います。だから、区や皆さんと協働しながらちょっと勉強して、どう対応していくかということをやっていくこと自体は町としてもご協力をさせていただきたいなと思いますが、先ほども申し上げたように、行政だけでは全くできませんので、そういうときにはやっぱり区民の皆さんとか、そういった皆さんのご協力をいただきながら、我々としては子どもたちの安全、それから家庭内へ忍び込みとかありますので、どういうことをすればこういった猿の追い払いができるか、来るのを防げるかということは周知していただいて、それぞれ個々の努力、それから地域としての努力をやっていかなければいけないと思いますので、今後、相賀区等からもご要請、またこちらからも接点持たさせていただきますけれども、できる限りのことはやらなければいけない状態まで相賀は来ているように思います。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

町長、相賀地区に住んでいますとよく分かっておられます。そういった発言が出て、もう非常に喜ばしいことやと思っています。この間役場のほうに聞きますと、何かチラシを一つ考えておるとちょっと聞いたんですけれども、猿害対応で、一応配布できるのは家庭の施錠です。田舎の悪いところは留守にしておっても施錠しないんです。余計猿は甘く考えて余計入るんです。はっきり言いますと。施錠の注意とか、そういったことから一步一步進んでいく努力をお互いにやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

3つ目のあれに入ります。これはこれでもう結構でございます。

3つ目の、ちょっとよろしいですか、ちょっと早口になってしまって申し訳ないんですけれども、銚子川の遊泳客の問題でございます。

今般、梅雨明けから近来まれに見る猛暑が続きました。コロナ感染で来訪客が一定押さえられたとは思いますが、一定です。その分、逆に近場への思いもあったのか、町内の川、海、山を訪れた人が多かったようにも思えます。実際は平年と比べて多かったかどうかは私はちょっと存じ上げておりませんが、決して少ないことはなかったと思って

います。私は、何度か銚子川の見回りに行かせていただきました。暑い中、私は車の中からだったんですけれども、炎天下の中、警備員の方々はじめ町長も何回か行かれたと聞いております。町の職員の皆さんも啓蒙チラシを配っておるのも見ました。私はよう降りませんでしたけれども、あまり暑くて。大変努力をされたと思います。大変ご苦労さんでございました。

その分、私はある程度の成果があったように思うんです。ある程度です。完璧ではありませんけれども、若干のことはあったと思います。ということで、今回の総括をお聞きしたいんです。具体的に言います。遊泳客の駐車場の状況。まず、盆のときの魚飛は、私、盆のときは魚飛までよう上がらなんです、警備員がおりましたし、よう上がらなんですけれども、どうだったかと。遊泳客の今年の夏のマナーとかごみや騒音、例年に比べてどうだったか、これ2点目です。3つ目ですけれども、大きなトラブルや事故はなかったのかと、これをお聞きしたいと思います。以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、ちょっと広範だったんで、もし答弁が漏れていたらまた答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

銚子川の状況でございますけれども、今年の夏は新型コロナウイルス感染症の急速な拡大がございましたが、昨年、一昨年とお盆の期間については台風等の影響で雨天の日も多かったこと等もありました。コロナがあったとはいえ、銚子川へは町内外から大勢のお客さんが訪れたのが事実でございます。

主な遊泳場所についてでございますが、上流からは魚飛溪谷、木津、魚飛橋周辺、湯口、種まき権兵衛の里近くの平尾、便ノ山橋周辺、国道42号銚子橋近くのまいこみ淵などの下流域を挙げることができます。

また、駐車場についてはP1と位置づけております国道42号銚子川下流のゆらゆら帯駐車場、P2の銚子橋上流海山グラウンドのとなりのまいこみ淵駐車場、P3の種まき権兵衛の里駐車場、P4の横山橋近くの魚飛溪の駐車場があります。昨年路上駐車が目立った木津、魚飛橋付近は三重県に占用許可を取りまして降り口を封鎖するとともに、県道の両側への路上駐車をなくすためにコーン、駐車禁止啓発用テープを張るなどの取組みを行ったことにより、その区間の路上駐車がなくなるなど一定の効果がありました。なお、今年は昨年と比べ

魚飛溪谷など上流部へ向かう遊泳客と比べて、国道42号銚子橋近くのまいこみ淵などへ向かう人が多く、ある程度分散できたのではないかと考えております。これは、今年度の目標として、上流部から下流部にお客様を誘導しようという趣旨で執り行ったものでございます。

遊泳客を分散できた要因でございますが、町では銚子川全体の駐車場を記載したチラシを作成し、警備員や町職員などで来訪者への配布、あるいは広報きほく7月号や町ホームページへの掲載を実施した結果、国道42号銚子川付近のまいこみ淵など下流へ多くの方を誘導できたものと考えております。

魚飛の状況でございますが、私も副町長もお盆の休みとか土日は全て、毎回横山橋のところへ行かさせていただきました。それで3時間ほどいて、警備員と共に誘導していきまして、顔が真っ黒になって、今冷めてきたんですけども、そんな状況でやっておりました。私はいつも横山橋まで自転車でいったり車でいったりして、そこからまた歩いたりして行ったんですけども、去年に比べるとずっと路上駐車が減りました。そういう意味では、魚飛でのそういった今までの通れないような状態は排除できたものと考えております。ただ、盆過ぎに一度その土日、あれ22やったかな、土日見に行ったんですけども、警備員はいなかったな、あのときな、いたかな。行ったときに、やっぱり何かの制限しないと同じようにいっぱいになっていました。これは、来年はもう少し警備員を置くことも考えなきゃいけないなどというような反省もしました。ただ、横山橋から奥は大変、去年に比べるといい状況だったと私は思っております。

ごみ等については担当課から答えさせますので、よろしく申し上げます。

平野隆久議長

商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

お答えさせていただきます。

ごみ等につきましては、収集もしております、随分マナーはよくなったということをお聞きしております。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

答弁漏れが一つある、村の人たちと大きなトラブルはなかったのか。

平野隆久議長

商工観光課長。

玉津裕一商工観光課長

お答えいたします。

大きなトラブルということなんですけれども、大きなトラブルは特にお聞きしておりません。救急車両ということで3件ほど出動したということをお聞きしております。けがをしたという事例です。

以上です。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

例年に比べて大きなトラブルはなかったというのが今回の効果やったんです。私も、評価は何回も言うたように見に行きましたけれども割と、町長が言いましたように遊泳客が分散した。下流のほうへたくさん行った。これはびっくりしました。この前見たときは銚子川の橋で、国道42号線の橋の下流口にさえおりました。下流でも泳いでいました。僕、あそこで泳いでいるの初めて見ましたけれども、全体的にまいこみが多かったと。やっとなそこにつくった駐車場が効いてきたなというふうに思っております。

駐車場の問題にいきます。1つ聞きたいのは、さっき言ったP4、横山駐車場、これは盆以外閉まっていたらしいんですけれども、この理由が1つ、これを聞きたい。2つ目の駐車場の問題では、来年から有料駐車場、有料取ると。場所はどこで、幾らぐらい取るのか。徴収の方法とか分かれば教えてもらいたい。有料駐車場の考え方。3つ目は、駐車場についてはまだまだ僕必要やと思います。駐車場で問題なのはこう思っています。権兵衛駐車場を有料にした場合、権兵衛駐車場の横の土手、あそこお金取れんと思います。たくさん停まっています。あそこの区別はどないするか。あるいは、便ノ山橋から下流に下りるところ、あそこも土手に停めていますけれども、下流降りるあの道が問題だと思います。あの問題がどんなにかということなんです。

もう一つだけ、これは提案でございます。駐車場を含めるために私が提案したいのは、水神さんの対岸に、前から言っていますけれども、あそこには、対岸には、まいこみのちょっと上流です。相賀区の土地と紀北町の土地がございます。あそこを整備して駐車場みたいな感じ、トイレつくってできないかなと、分散させるために、と思います。

以上でございます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、横山橋の駐車場の話ですが、例年お盆を過ぎるとお客様が極端に減ります。そういうことで、我々閉鎖をしていました。それで、私22日も23日も横山橋の近くで3時間ほどいて誘導していたんですけども、やっぱりそこでたくさんのお客さんが例年に比べて来ました。暑かったんで。それで、急遽29、30日を、土日をまた開けさせていただきました。本当に、やはりこれだけ暑いとやっぱり例年以上に来たというのは事実でございます。

それから、有料駐車場につきましては今検討しております。その基本的なベースとなるのは、やはり上流に行くときやっぱり人家等に迷惑かけますんで、できるだけ下流に誘導したい。だから上流部、また整備の度合いにもよりますけれども、そこらを有料にしたいと考えております。

それから、提案していただいた水神さんの辺なんですけれども、私もあそこはずっと狙っております。ごみ焼却場のところのあれは埋め立てていただいて、そのところからスロープがあるんです。手すりのついた。そこから下りれば水神さんのところへ、浅い川を渡ればそちらへ行けます。ですから、来年はもしそこを駐車場にするなら、あそこに生えている部分を3mなり5mの木を切り払って、そこから行けるような形にできないのかなというのがあります。ただ、これ毎年のことなんですけれども、これ終わって反省会、状況の反省会します。それから、来年度に向けて1つずつまた課題解決していきます。去年の大きな課題は、魚飛橋の下流に両側駐車場、それをまずは解消しようということで、去年そこを中心にやってきたようなところもございます。だから、議員からもいろいろお話があったことも含めて今年の状況を分析して、来年どういうふうにかかしていくか。今年は魚飛橋の下流が駐車できなかった分、五味建設さんの倉庫のところで大変迷惑をかけるような状況、あそこは道路が広いんでそんなに苦にならない部分もあったんですが、そういうふうによつぱり問題がいろいろと毎年新たな問題、1つ解決すると次が出てきますんで、それを着実にしながら、できる限り道路通行者の方、地元の方にも迷惑かけないようにやっていかなければいけないと思います。提案については、駐車場の、私も積極的に来年度に向けて考えていきたいと思えます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

どうもありがとうございます。提案についても、結構前向きな返答で大変ありがたいなと思っております。

いずれにせよ、今回私は銚子川の問題、遊泳客の問題は結構成果があったと思っております。

以上、3つの質問しましたけれども、私最初にやりましたごみ処理施設の問題、ぜひ比較検討資料、しっかりつくっていただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

平野隆久議長

これで岡村哲雄君の質問を終わります。

平野隆久議長

ここで、暫時休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。

(午後 1時 58分)

平野隆久議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 15分)

平野隆久議長

次に、5番 大西瑞香君の発言を許します。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

では、議長の許可を得ましたので、9月議会一般質問を始めさせていただきます。

今回は大きく1点、地域福祉の推進について質問をさせていただきます。

私たちの暮らしを支える福祉の在り方を見直そうという動きが進み、公的な福祉サービスだけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合い、課題を解決する力を構築しようという地域共生社会の実現が福祉改革の理念として掲げられました。今回、別の方の質問の中でも町長から地域共生社会という言葉が出ました。福祉の仕組みは、高齢者は介護サービス、障がい者は障がい福祉サービス、子どもは子育てと支援が分かれています。ところが、最近では介護と育児の問題を同時に抱える人や高齢の親御さんと働くことができない子どもさんが同居する世帯など複合的な課題を抱える家族が増えています。平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく、課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が努力義務とされました。問題解決のため、行政や社会福祉協議会等の関係機関の相互協力が円滑に行われ、支援が包括的に提供されるための地域福祉の推進について今回質問をいたします。2点質問をいたします。

1. ひきこもり支援について。2. 成年後見制度の利用促進について。

まず1点目、ひきこもり支援について質問をいたします。

2019年度版子供・若者白書では、おおむね6か月以上家庭にとどまり続けている状態にある方について、40歳から64歳までの中高年層の方は全国で61万人、15歳から39歳の若年層は54万人がひきこもり状態であると発表され、衝撃を受けました。これまで若年層に限定されてきたこの課題は、中高年層の占める割合が高くなる。皆さんもよくニュース等でもお聞きになると思いますが、8050問題の深刻化が進んでいます。これまで、繊細な内容でもあるため私自身も取り上げることを控えてきました。しかし、高齢の親御さんから相談を受けることも増え、少子高齢化の当町でも切れ目のない相談支援体制の充実が重要になっていると思います。ひきこもりのきっかけは様々な要因があり、職場での人間関係、仕事がつらい、体調不良など誰にでも起こり得ることです。また、10代から20代の長期化を防ぐためにも、義務教育終了後も支援が継続していけるよう学校と在学時から連携をしていく支援体制の充実を図る必要もあります。まず、町長から当町の現状、課題についてお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、大西議員のご質問に答えさせていただきたいと思います。

ひきこもり支援ということなのですが、ちょっと全般的に分かりにくい部分もあろうかと思いますが、国や県の対策から含めて答弁をさせていただきたいと思います。

地域には、誰にも相談できず孤立し、問題が深刻化してしまうケースが少なくありません。先ほど議員もおっしゃったように、80代の親御さんの年金に無職の50代の子どもが頼る8050問題、介護と子育てを同時に抱えるダブルケアなど複合的な問題で困っている方が増加しているところがございます。国は、こうした状況を踏まえまして、誰もが地域の課題を我がこととして捉え、公的サービスが縦割りではなく丸ごと対応する地域共生社会を掲げました。当町といたしましても、町民1人1人が地域でのつながりの中で社会から孤立せず、安心して生活を送ることができる地域共生社会を目指すことが重要であると認識しております。

近年、中高年層を対象としたひきこもり支援と対策が求められております。令和元年12月、国において就職氷河期世代支援に関する行動計画2019が策定されました。この計画には、地域におけるひきこもり支援の強化が盛り込まれております。中高年者の居場所づくりや家族への支援など、当町におきましても三重県生活相談支援センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者就労生活支援センターなど関係機関と連携を図り、プラットフォームの構築を検討してまいりたいと考えております。

また、若者などを視野に入れたひきこもりに対する早期からの関わりや支援は、ひきこもりの長期化、それに伴う社会からの孤立化を未然に防ぐ意味からも大変重要であると考えております。また、支援体制につきましても、義務教育終了後も支援が継続していけるよう学校と在学時から連携していく。さらに、高校や大学、就職後にひきこもり状態になった場合は相談窓口の周知や関係機関の情報提供など支援体制を充実させ、整備していくことがひきこもりの早期解消に有効な手段であると考えております。

三重県におきましては、今年度、就職氷河期世代再チャレンジ応援緊急対策事業として、雇用、福祉、医療、農業等の関係機関と連携することで、相談から就労まで一貫した支援を行うとともに、実態調査に基づく支援メニューを構築する事業を実施します。また、社会参加に向けたより丁寧な支援を実現するため、自立支援機関である三重県生活相談支援センターにアウトリーチ支援員が配置されました。このような県の施策を活用し、本人、家族への支援につなげてまいりたいと考えております。

ひきこもりの支援につきましては、紀北地区の基幹センターである障がい者就業・生活支援センター結が民間の専門的なスキル等を活用し様々な悩みに対する訪問などを行っております。令和元年度の実績は、延べ11名、訪問並びに面談が58回、電話での相談が57回でござ

います。紀北町社会福祉協議会におきましては、三重県社会福祉協議会の生活相談支援員等と連携し、ひきこもりの方などの就労準備支援として現在2名の方に半年間の期間で週2回程度軽作業の雑務業務を行い、就労への準備を行っているところでございます。

今度も、必要な相談支援機関につなぐ、相談支援機関同士で協力し対応を検討するなど、関係機関と連携を強化しひきこもり支援の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

まず、基本としてひきこもりの定義についてちょっとお聞きをしたいと思います。

私も誤解をしていたんですが、厚生労働省ではひきこもりの定義を様々な要因の結果として、原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指すと言っています。そのほかにも、自宅の自分の部屋からほとんど出ない、また用事や趣味のときだけ外出する、近所のコンビニなどには出かける場合も含まれています。昨年12月にひきこもりの方の就労支援等を考える会COCOLOの総括責任者の増田さんから話を聞く機会がありました。このCOCOLOは鈴鹿市にあるんですけども、基本的な定義から勉強をさせていただきました。私は、このひきこもりの方というのはもう完全に自宅から出ないというような、そういう観念でいたんですけども、近所のコンビニなどにも出かけるという、そういう場合も含まれるということで、やはり国のほうのこういう統計にもかなり大きな数字が出たのではないかと思います。この基本的な定義を頭に入れて質問をさせていただきたいと思います。

その前に、町長はこのひきこもりの定義についてどのように把握をされていたのか。私と同じような考えであったのか。ちょっとその点、まずお聞きしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も、ひきこもりというとやっぱり出られない方々かなという認識でありましたが、ときたまテレビなんかでもこういう状態もというのは聞いたことはありますが、深く認識していたわけではございません。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

では、幾つか質問させていただきますが、支援をしていくにも実態把握というのは大変重要なことだと思います。でも、この実態把握というのはデリケートな問題のため大変難しいことではあると思います。しかし、それをしないとどういう支援をしていけばいいのか動くこともできませんし、課題把握、対策も見えてこないと思います。対策を講じるためにこれは必要な取組みになってくると思います。まず、一度にはできませんので、民生委員、介護サービス利用者などから情報を得るなど、そこから入っていくことが必要だと思います。現実、相談も受けていると思いますが、その数字をきちんと把握し残しているのか、それも含め状況把握をしているのか、その数字もきちんと統計として残しているのか、その点お聞きしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今議員もおっしゃったんですけれども、ひきこもりということで、知られたくないとかそういうこともございますので、実態把握については大変難しい状況もあるのも事実でございます。その後の答弁については課長から答弁いたさせます。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

今先ほども町長のほうからも答弁していただいたんですけれども、今町長が言われたように、知られたくないという理由からひきこもりの実態調査には結びつかないケースもありまして、当町といたしましても十分な情報の収集が困難であると考えております。しかし、地域からの情報提供が中心になっておりまして、相談先として福祉保健課や社協に連絡をもらうようお願いをしておるところでございます。また、三重県では平成25年4月に三重県こころの健康センター内に三重県ひきこもり地域支援センターを開設し、様々なサポートを実施しているところございまして、今後町といたしましても広報などにより周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

現実、いろんな相談等もやっぱりあったりもしていると思います。様々な、介護や民生委員の方からもお話もされていると思うんですが、情報も得ているという、先ほどお話もありましたが、この具体的な事例といいますか、なかなか個人的なことでお話しするのは難しいと思うんですが何か、こういうところから情報を得てこういう対応を今しているという、そういう事例を1つでもちょっと挙げていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

社協のほうで生活困窮者ということで相談が、社協のほうに住民のほうから来る方が多々あります。その中からひきこもりに関する情報等を社協のほうで情報を仕入れまして、また役場のほうにも情報をいただくような格好になっております。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この実態把握については本当に大変難しい問題なんですけど、この脱ひきこもり先進地として名をはせている町が秋田県にあります。秋田県藤里町なんですけど、目覚ましい成果を上げ全国の注目を集めてきた町で、視察も多く見えているというお話です。この藤里町が取組みを始めたのがもう10年前です。2010年時点で人口3,500人という町なんですけど、当時、家族以外と交流や外出がほとんどない長期不就労の18歳から55歳の方がこの3,500人ぐらいの町で113人みえたそうです。その半数が40歳以上でした。その後、5年間で113人のうち86人が就労して自立をしています。この取組みを牽引していった生みの親が藤里町長、社会福祉協議会の菊池さんという方です。私は、この方の本も何冊か読ませてもらいました。最初はデリケートな部分にあえて踏み込まず、地域の福祉拠点の情報を載せたチラシを置いてくることにより継続して訪問できる方を把握していったそうです。この実態の把握は数値や状況把握と捉えがちですが、情報を届けることを主眼に置き、支援される側は同時に支援する

側になれるという認識がこの藤里方式です。

今当町ではこのひきこもりの定義にのっとって何人ぐらいみえるのかというのは想像でなかなかお答えにくいと思うんですが、この町民の方、いろんな周りの方からの声というのはほんの一部だと私は思います。いろんな町内のお声を聞くにつれ、やっぱり高齢者の方のそういう悩み、相談についてこの対策を講じていかなければいけないなという認識を深めています。今後、この情報を届けることを主眼に置いた、そういう支援、状況把握ということについてこの対応をまた進めていただきたいと思うんですが、再度、町長からの答弁をお願いしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはり、こういった制度があつたり、そういうサポートをする機関があつたりとすることをどんどん周知していくことが大事だと思います。ひきこもりの皆さんもやっぱり、私なつたことがないんで分かりませんが、そこでずっとひきこもっておりたいと思っていないと思うんです。心のどこかで外へ出られるような状況になりたいと。それには、やはり情報提供して、こういうサポートがありますよということを本人なり家族なり、そういった方に知らせていくのが一番で、そこから提供いただくという形がやっぱり多くなるのではないかなと思いますので、今の議員のご指摘のように、そういった情報提供、しっかりしたものをやっていくことがひきこもりの実態把握につながっていくのではないかと、そのように思います。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

課長からのお話のことにも関連はしますが、他の自治体ではこの納税の相談に来られた高齢者の方から息子さんの話が出て支援につながったという事例もあります。こういう、このひきこもりの支援に関する勉強会もこの福祉課だけではなく行政全体として、また職員の研修も行っていただきたいと私も思っておりますので、町長、よろしくお願ひしたいと思ひます。また検討をお願いします。

次に、支援体制について伺ひます。

国が推進をしている支援の補助事業は、都道府県を対象とした、先ほども説明がありまし

たけれども、ひきこもり地域支援センター設置運営事業と基礎自治体を対象としたひきこもりサポート事業があります。三重県は、平成25年にこのころの健康センター内に支援センターを設置し、本人や家族の個別相談を実施していますが、津にありますので、ここからはなかなか遠くて相談もしづらい場所にあると思います。もう一つがひきこもりサポート事業です。専門の相談窓口の設置や居場所づくりなどを実施する事業ですが、この当町のひきこもりサポート事業の実態、されているのかされていないのかも含めて支援体制について伺います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

ひきこもりや生活困窮者の支援を行う上で、県、社協、町との連携が必要になってこようかと思うんですけれども、多職種による連携や関係機関の協力が重要だと考えております。生活困窮者支援調整会議というものがあまして、その中で、まず会議では対象者の状況に応じて必要な関係機関がそれぞれの役割について調整及び自己評価の検証を行っておりまして、連携して支援を行っておるところでございます。関係機関といたしましては、三重県生活相談支援センターとか役場福祉課だとか、あと県の県福祉事務所、尾鷲公共職業安定所とか社会福祉協議会、それと障がい者就業・生活支援センターの結などがございます。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

多職種とか様々なところとの連携をしているということなんですが、特にこの地域ではやっぱり社協の存在というのは大きいと思います。今、または福祉のこういう問題についても社協に委託をしているということが多くあります。この社協との情報共有、どれぐらいの頻度で行っているのかということと、先ほどの調整会議もどれぐらいの回数、1か月に1度とか、どれぐらいの頻度で行っているのか。この2点について伺います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

まず、社協との連絡でございますけれども、社協とは常に連絡を取り合いながら、問題が出てきたときには社協と常に情報の共有をしながら行っております。

また、先ほどの生活困窮者の調整会議でございますけれども、事例が出てきたときには月に1回ということで行っております。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この調整会議について少しお聞きしたいんですが、事例が出てきた場合と言われていたが、生活困窮者の方、町内にもみえると思います。そのふだんの方もやっぱり様々な状況も変わってくると思います。病気をされるとか、また施設に行かれる、また家庭環境も変わってくると思うんですが、そういう中で、新しい事例があった場合しかこの調整会議というのは開かれないんですかということと、その調整会議のメンバーもちょっと伺いたいと思います。お願いします。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

調整会議につきましては、対象者がある場合には月に1回、その対象者に対しての調整会議を行っているということでございます。あと、メンバーでございますけれども、先ほど言いましたように県の生活支援センターだとか福祉事務所、また状況に応じて職業安定所とかも入る場合もございます。あと、社協、結ということで行っております。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

いろいろ他市町のことを事例にちょっと挙げさせていただくんですが、伊賀市ではこのひきこもりサポート事業として社協内に専門窓口や居場所を設けています。このひきこもりサポート事業をすることで補助金も受けられるわけなんです、これを利用した事業というのは行ってはいないということで理解をすればよろしいですか。同じようなことをほかの事業として行っているんでしょうか。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

先ほど議員おっしゃるように、同じようなことを行っているということでございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

このひきこもりサポート事業というのは、居場所づくりを必ず実施するものと規定をされているんです。これは、これも含めて国からの補助金もいただいでできる事業なんです。この情報があったときに、社協とも相談をしながら連携をしてこのひきこもりサポート事業をするかどうかという、そういう相談もされたのか、それとも情報が入っていないのか、ちょっとその点お聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

サポート事業という格好で行っているというあれじゃなくて、今居場所づくりという話も出たんですけれども、居場所づくりにつきましても、今現在ひきこもりの実態は把握しておりませんというお話もしておりましたんですけれども、安心して集える場所の必要性は十分理解しておりますけれども、その居場所へ出てきていただくのがなかなか難しいような状態でございます、現在そのような状況になっております。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

あまり課長に、初めての答弁していただくのであまり責めるようなことはちょっと言いたくないんですが、この支援について、ひきこもり、やっぱりサポート事業をすることで補助金が得られます。また、居場所づくりもします。それまでにはどれぐらいの方がやっぱりひきこもりの、近いような、またひきこもりの状態にあるかという状況把握等も必要になってきます。その把握もあって初めてこういう事業も考えられると思うんです。ですので、それも含めて当町のほうでももうちょっと、やはりこれから高齢化社会、人口減少で、もうちょ

っとサポートをすれば就職につながる、就職になかなかつながることがなくても、長時間かかって外へ出て社会の一員として何かしらの活躍はできる、そういうサポートもあると思うんですが、その全体を含めて、町長、これからこの事業に対してもうちちょっと一步踏み込んでほしいんですが、その点いかがでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身、先ほどもひきこもりに対する認識自体が甘かったと思います。そういった意味から考えましても、もう少しこのひきこもり等について勉強させていただいて、予算としてもそういう支援の予算、関連事業では幾つかあるみたいなんです。ただ、そのひきこもり専門じゃなしに障がい者等についてのそういう予算もあるようにも聞いておりますので、そういった部分も十分勉強させていただいて、担当のほうでも、それをスポット当てていく、そのようにしていきたいと、そのように思います。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

これまでなかなか、福祉の面でもこの課題については取り上げることもなかったと思いますので、これからまた町長はじめ福祉課の課長も国の支援もまたちょっと勉強もして、益々勉強させていただいて、またこの支援事業を行っていただきたいと思います。

この支援の在り方も年齢層によって違ってきます。やっぱり若年層の場合はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの教育相談支援体制機関になると思います。また、離職などが契機になった青年、壮年層の場合は、やはり発達障害があっても周囲の理解が得られないような場合、また本人もそれに気づいていない方もみえると思いますので、早期の相談につながれば本人自身も気づかない課題も分かってくると思います。また、先ほども課長の答弁にもありましたが、低所得者の方また低所得者ではなくて障がい者手帳もない、ということは公的支援も受けることもできませんし、離職が長引いていきなり元のように働くことも難しいと思います。また、最後、高齢者層については8050問題にはやはり制度の縦割りを越えたその世代のまるごと支援が必要だと思っておりますので、先ほどから出ています地域共生社会、地域でのつながりの強化をぜひ深めていっていただきたいと思います。

次に、この就業につけないということは、先ほどから答弁がありましたように生活困窮に

つながります。同居する親御さんが病院への通院も2回を1回に減らすということも起こり得ます。家族丸ごとの支援が必要になります。先日、支え合い共生社会の実現のための、言葉としては支え合いなんです、重層的支援体制の整備事業に関するアンケートが県のほうから寄せられたと思うんですが、その回答等について課長のほうからちょっと内容をお答えいただきたいんですが、よろしくをお願いします。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

先ほどの質問の重層的支援事業の整備事業のことですけれども、こちらにつきましては高齢者、障がい者、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととなるということで、今後町といたしましても検討をさせていただくという回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

よろしくまたお願いします。2018年にこの改正された生活困窮者自立支援法では、経済的困窮のみならず社会的孤立にも目を向けた支援体制が明示をされました。自立支援機関は社協に置かれていると思いますが、生活保護に至る前の段階の自立支援を図るための国の補助を受けられる必須事業であります。今受けられていると思うんですが、この自立支援事業の増加等の状況はどうなっていますでしょうか。お金の管理等、代わって社協がしていると思うんですが、その現在の状況について伺いたいと思います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

今の質問でございますけれども、日常生活自立支援事業ということでよろしいでしょうか。そちらでございますと、現在、令和元年度でいきますと社協のほうでお世話させていただいておる利用者の方が28名ということで、訪問回数につきましては年間で530回からの訪問をしていただいております。自立支援のほうをしていただいております。こちらにつきましては、成年後見

人制度に行くまでの自立支援ということで社協がお世話をさせていただいておるところでございます。こちらにつきましても年々増加しておるような状況でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

なかなか、年々増加をしているということで大変ご苦労されていると思います。また、8050問題は親御さんの病気や介護、経済的困窮など複合的な課題が重なっています。当町のニーズに応じた柔軟な取組みを望みたいと思います。

鈴鹿市や亀山市ではひきこもりの状況等多くの方がみえるということで、推測されるということで、平成30年9月から官民一体となったひきこもりの就労支援を考える会を設立し、中高年のひきこもりに特化した勉強会を定期的で開催しています。当町においても、先ほどお願いをしましたが、この先進的な取組みをされている藤里町や田辺町、多くの市町がありますが、そこから来ていただいて勉強会等をぜひ実施していただきたいと思いますが、今後の支援としていかがでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほども申し上げましたけれども、我々自体の認識も甘いので勉強させていただきたいと思います。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

ぜひ、計画していただいて、お願いしたいと思います。

また、当町の状況によってはアウトリーチ、寄り添いということなのですが、このアウトリーチの寄り添い支援として専門支援員の配置も必要になります。ひきこもり支援検討委員会の設置を検討してほしいという思いではあるんですが、先ほども生活困窮の会議をしているということですので、その中でもこのひきこもりに関する情報も吸い上げていただいて、具体的な対応を進めてまたいただきたいと思います。そして、就職氷河期の世代の支援機関として、各省庁では50以上のプログラムを打ち出しました。その中には、先ほど、町長から

一番最初に答弁があったんですが、市町村におけるひきこもりの支援を強化するための財政支援も創設されており、調査、研究、広報経費については補助が前倒しでこの令和元年から実施をされております。このプログラムについては、詳細が明らかになったものから実施をされています。また、支援自体は期限を限らず継続的に実施するとしていますので、財政補助もしっかり調べていただき、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたいと思います。そして、中高年に関しても支援の充実のための予算が用意をされていますので、これは補助率が2分の1なんですが、この点もしっかり調べていただいて事業化としていただきたいと思います。

そして、様々なこういう提案等させていただいていますが、人材、職員体制というのも考えていくことが必要だと思うんですが、今福祉課、社協においてこういう支援を行っていく中で人材、職員体制というのは十分なのか、それとも増員していく必要があるのか、その点について伺います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えさせていただきます。

こちらの、直接は生活支援ということではないんですけれども、来年度社協のほうで行っております。先ほどから地域共生社会ということで話が出ておるんでございますけれども、地域共生社会の推進、強化に向けて社協の体制といたしまして、令和3年度から職員1名の、生活支援コーディネーターというのを1名専門に配置して事業を強化していく計画であるということで社協のほうからお伺いをしておるところでございます。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

この事業も1つの機関ではやっぱり支援の完結が難しく、福祉制度のはざまにある人の先に見える支援に一つでもつながればと思います。

この質問の最後に町長に伺いたいと思います。

誰一人取り残さないことを目指したこの国際目標であるSDGsに照らして、生活困窮者のみならず孤立を乗り越え、生きがいや自信を持って尊厳を守る支援が今こそ必要だと思

ます。紀北町の施策を牽引する町長に最後ご見解を伺いたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変、どういう手段をしていけばということは、社協のほうもいろいろ連携させていただいて、私も引本小学校のこともございまして、いろいろと地域包括の考え方、地域共生の考え方、そういうものをいろいろと今勉強しているところでございます。最初に答弁させていただいたように、我が事・丸ごと、そういう共助、互助、その部分がやっぱりこれから大事になってくると思います。実態把握もそういった共助や互助、そういった地域が1つの丸ごとになってそういう地域の課題を洗い出しできる、そういう体制をつくっていくことが大事だと思いますので、今言いましたように社協のほうではどうも地域支援コーディネーターを増員しながら、そういった地域課題を引き出そうとしているように聞いております。我々町としてもそこには十分協力していきたいと思っておりますので、そういった個々の努力、地域の努力がそういったひきこもりや地域の問題、課題を引っ張り上げて、それに対して我々ができることを、何をやるかという検討すべきだと思いますので、先ほどおっしゃったように、そういった、言葉悪いかも分かんですけども、弱い部分に対して我々もっと注視しながら勉強していくべきだと考えております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

先ほどSDGsという言葉使いましたが、この議会で初めて出た言葉ではないかなと思います。今後、今学校のほうでもICT、やっぱりそういうことが進んでいく中で、この当町も総合計画等にもそういう言葉も含めていかないといけないような時代になってきているのではないかと考えて使わせていただきました。

次に、2点目、成年後見制度の利用促進について質問をいたします。

平成29年9月議会でも質問をいたしました。成年後見制度は判断能力が十分でない高齢者や知的障がい者などの財産を守り、権利擁護を守るための制度です。町民に浸透し、行政の役割もはっきりしている介護保険とは異なり、まだまだ周知不足であり、活用も十分なされていないと言えないと思います。また、行政のかかわりもまだ不十分ではないかと思われる。高齢化社会の進展により認知症高齢者の急速な増加や、それに伴う虐待や詐欺などの

諸問題は人の権利や尊厳を脅かします。この当町のニーズについて、この成年後見制度のニーズについてどのような調査をされたのか、また認知度について、そして相談機関、どこに相談をされているのか、その点も含めて町長にお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

成年後見制度ということでご質問いただきました。これも、制度自体あまり聞き慣れていないと思いますので、少し答弁させていただきます。

成年後見制度でございますが、本制度は認知症の方、知的障害の方、精神障害の方など判断能力の不十分な方々の日常生活を支援し、権利を擁護するための重要な制度であると認識しております。成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度がございます。任意後見制度とは、ご本人に十分な判断能力があるうちに後見事務の内容と後見する人を事前の契約によって決めておく制度でございます。また、法定後見制度とは、ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所の審判によって成年後見人等が選ばれる制度でございます。本人の判断能力に応じて後見人、保佐人、補助人が選任されております。令和2年7月時点で任意後見の利用は0で、3類型の利用合計は26名となっております。

また、町への相談件数は5年間で8件の相談を受けています。独り暮らしで、認知症等によりまして財産管理が難しくなる方で、家族との関係も疎遠な状態な方などに対しましては、老人福祉法第32条等に基づき、町長による家庭裁判所への申立てを行っているところでございます。この町長の申立て件数は、この5年間で5件となっております。

利用促進につきましては、成年後見制度の周知などにより成年後見制度の利用に向けた環境を醸成していくことで制度の定着を進めていきたいと、そのように考えております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

進めていきたいと思うという答弁をいただきましたので、それに関しまして、この成年後見制度がなぜ必要かといいますと、2度もこの質問させて、どうしてさせていただいたかといいますと、この行政の施策の面でも生活保護の適正化や債務の整理も進むということもあります。また、身寄りのない認知症の高齢者が施設に入り、自宅に戻れない状況の場合、自宅は空き家になります。近所の方が勝手に入って草刈りなどもできません。しかし、後見人

であれば近所に迷惑にならないよう管理することもできます。家庭裁判所と相談の上で居住財産の処分もでき、空き家になることを防ぐこともできます。予防という観点から、空き家対策計画にこういう点も盛り込んでいったらどうかなと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家対策にどこまでなるかというのは、私今の時点では分かりませんが、こういった方、私の周りにでも日常生活自立支援事業を受けていた方がいらっしゃいました。それまでは生活が大変乱れておりました。しかし、こういったことで金銭感覚の管理をしていただくことでしっかりした生活に戻った方もいらっしゃいます。アルコールだったんですけども。そういうことも踏まえますと、こういった後見人制度は大変重要なことだと思っております。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

日常生活自立支援事業を利用してまた普段の生活を送っていただける方は、本当にそれを利用してしていただければいいと思いますが、それ以上に進んで、認知症とかやっぱり進んでしまうとこの成年後見制度も利用する必要もなくなってしまいます。法人後見として社会福祉士さんもこの後見人になることもあるんですが、当町において、社協のほうでの法人後見で介護福祉士さんがこの成年後見人になっているという事例はあるんでしょうか。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

現在、社協のほうで行っておるのは、今町長言いましたように日常生活自立支援事業でございまして、社協が独自で行っておるのは今のところ、現在ございません。

以上です。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今後、また利用促進もされることになると思いますので、高齢者の方がますます増えてくる2030年問題等もありますので、こういう点もまた検討していただければと思います。

最後に、平成28年5月に成年後見制度、この利用促進法が施行されました。それによって、障がい者福祉に関係することなんですが、本人の意思決定を最優先する任意後見制度というのがあります。この任意後見制度の利用、また制度の概要について、分かっている範囲で現状をお聞かせいただきたいと思います。

平野隆久議長

福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

先ほども町長の答弁で、任意後見制度、現在0ということがございますけれども、この制度の内容でございますけれども、本人に十分な判断能力があるうちに判断能力が低下した場合にあらかじめ本人と本人が望んだ、選んだ人を任意後見人として可にさせていただきたいということで、契約を結んであらかじめ決めておくという制度でございます。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

今回は福祉施策について質問させていただきましたが、やはり解決の糸口を見出すために様々な地域共生社会の連携を取って、今後も様々な事業を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

平野隆久議長

これで大西瑞香君の質問を終わります。

なお、田島明良君ほか3人の質問者については、明日16日の本会議の日程といたします。

平野隆久議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時 06分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 12 月 8 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

東 清剛

紀北町議会議員

中津畑正量